

鈴鹿市しあわせ環境基本計画（案）

令和 5 年〇月

目次

第1章 鈴鹿市しあわせ環境基本計画の概要

第1節 計画策定の背景	2
第2節 計画の基本的事項	3
(1) 計画の位置付け	3
(2) 計画の全体像	4
(3) 計画期間	4

第2章 現在の環境行政とアンケート調査結果について

第1節 国内外の現状 <国内外の主要な社会情勢>	6
(1) パリ協定の採択 <2015（平成27）年12月>	6
(2) 「1.5℃特別報告書」の公表 <2018（平成30）年10月>	6
(3) カーボンニュートラルの宣言と経済成長<2020（令和2）年10月>	6
(4) 第6次評価報告書 <2021（令和3）年8月>	7
(5) 国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）<2021（令和3）年10, 11月> ..	7
(6) 脱炭素ロードマップの策定から脱炭素先行地域の選定 <2022（令和4）年4月>	7
(7) 持続可能な開発目標（SDGs）について	8
コラム1「SDGsのゴールと環境、経済、社会の関係性」	8
(8) 地域循環共生圏	9

第2節 三重県の現状	10
(1) 三重県の概況	10
コラム2「伊勢志摩サミット」	10

第3節 鈴鹿市の現状	11
(1) 概況	11
(2) 気候	11
(3) 人口	12
(4) 農業	13
(5) 製造業	13

第4節 鈴鹿市しあわせ環境基本計画の進捗状況	14
------------------------------	----

第5節 アンケート調査結果	15
(1) 市民アンケート	16
(2) 事業者アンケート	19

第3章 基本的な方針と目標環境像

第1節 本計画の基本的な方針と目標環境像	24
----------------------------	----

第4章 基本目標と施策体系

第1節 基本目標と基本方針	26
第2節 基本方針に紐づく施策	27

第5章 分野別の基本施策

第1節 基本目標1 地球温暖化対策	29
基本方針1 カーボンニュートラル社会の推進	31
コラム3「鈴鹿市ゼロカーボンシティ宣言」と「世界首長誓約」	31
基本方針2 気候変動への適応	34
第2節 基本目標2 自然と共生する社会の構築	36
基本方針1 自然環境の保全	37
基本方針2 生物多様性の保全	38
第3節 基本目標3 生活環境の保全と創造	39
基本方針1 健全な生活環境の保全	40
基本方針2 快適な生活環境の創造	41
第4節 基本目標4 循環型社会の構築	42
コラム4「ワンウェイプラスチック削減の取組」	42
基本方針1 4R活動の推進	43
基本方針2 ごみの適正処理	44
コラム5「食ロス」	45
第5節 基本目標5 自らが主体となる環境教育・学習の充実	46
基本方針1 環境教育・学習の推進	47
基本方針2 協働による取組	48
第6章 計画の推進について	
第1節 計画の推進	50
第2節 各主体の役割	51
(1) 市民に求められること	51
(2) 事業者求められること	51
(3) 行政に求められること	51

※本計画における「鈴鹿市」と「本市」の表現の違いについて
鈴鹿市全体を意味する場合、「鈴鹿市」と表現します。
行政を意味する場合は、「本市」と表現します。

※「カーボンニュートラル」とは、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガス排出量から、
森林等による吸収量を差し引いてゼロにすることを指し、「脱炭素」は温室効果ガス排出
量を取り除くことです。
※本計画においては、「カーボンニュートラル」と「脱炭素」は同じ意味を指すこととし、
「脱炭素社会」などのように一つのフレーズとして認識されている言葉以外は、「カーボ
ンニュートラル」と表記します。

第1章 鈴鹿市しあわせ環境基本計画の概要

第1節 計画策定の背景

第2節 計画の基本的事項

第1章 鈴鹿市しあわせ環境基本計画の概要

第1節 計画策定の背景

鈴鹿市は、恵まれた自然環境と調和した「緑の生産都市」として着実に発展してきました。

1999（平成11）年6月には、鈴鹿市の環境をさらに発展させ、次世代に引き継いでいく義務を有することを認識し、本市、市民及び事業者の協働によって、人と自然、人と人が健全に共生する快適な環境を確保するとともに、市民の環境権の保護に努めるため、「鈴鹿市しあわせ環境基本条例（以下、「環境基本条例」という。）」を制定しました。環境基本条例においては、環境の保全形成について、基本理念を定め、本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全形成に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民のしあわせな生活に寄与することを目的としています。2001（平成13）年3月には、環境基本条例に基づいて「鈴鹿市しあわせ環境基本計画」を策定し、計画期間満了となる2012（平成24）年3月には、第2期となる「鈴鹿市しあわせ環境基本計画」を策定し、「豊かな環境のまち 鈴鹿 子どもたちにつなぐ持続可能な社会をめざして」という目標環境像を掲げ、それぞれの環境分野ごとに基本目標、方針を策定し、その施策に基づいて様々な取組を進めてきました。

基本理念

<鈴鹿市しあわせ環境基本条例第3条>

第3条 環境の保全形成は、すべての市民の取り組みにより望ましい環境を確保するとともに、その環境及びその環境を確保することの意義を次世代に引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全形成は、環境への負荷によって環境が損なわれるおそれが生じていることにかんがみ、人を含めた自然の生態系の多様性を尊重し、自然環境の維持、保全、整備、回復及び活用を図るとともに、人と自然、人と人が健全に共生していくことができる社会の実現を目指すことを目的として行われなければならない。

3 環境の保全形成は、エネルギーの有効利用、廃棄物の再資源化の促進その他の環境の保全形成に関する行動により、循環型社会を築き上げることを目的として行われなければならない。

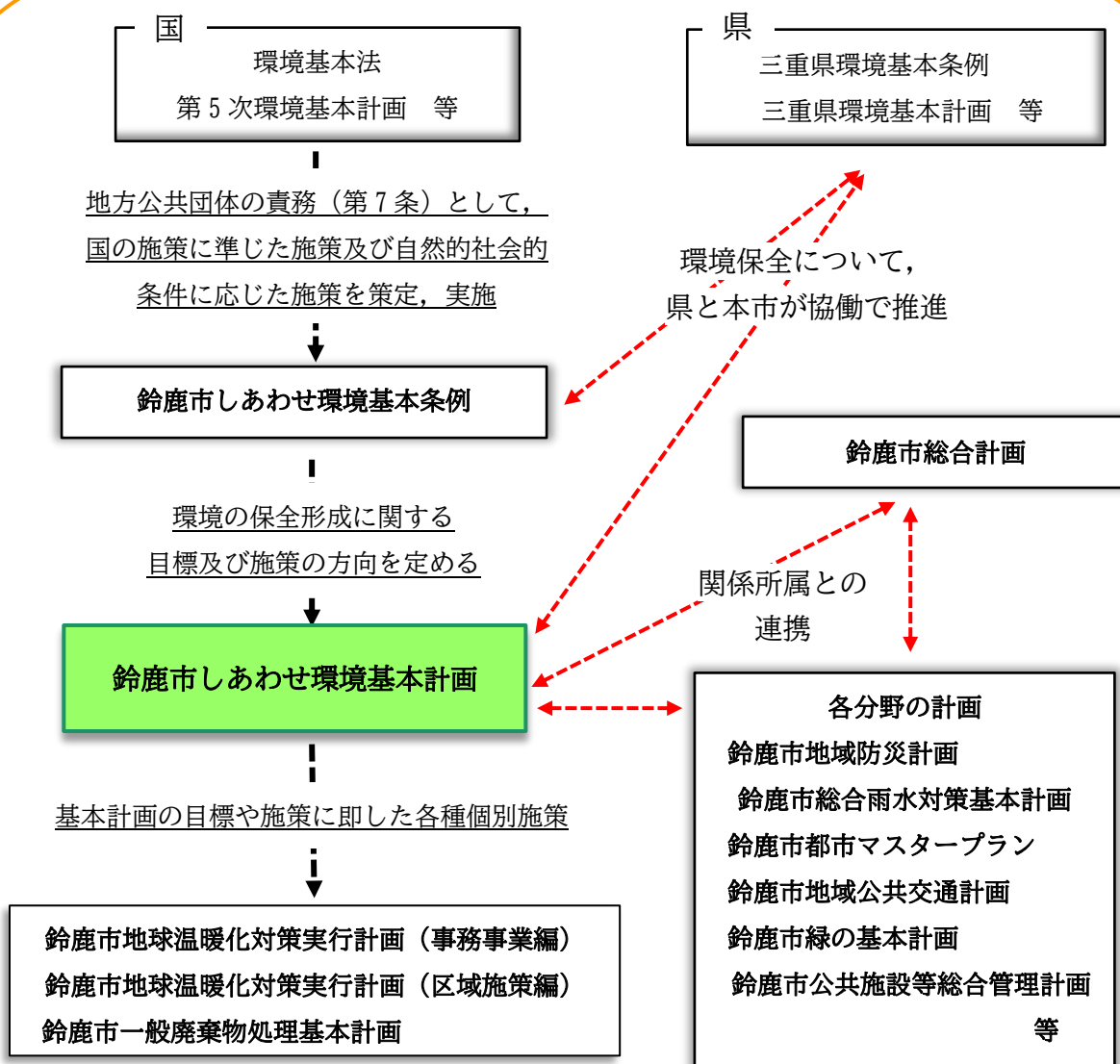
第2節 計画の基本的事項

(1) 計画の位置付け

環境基本法第7条に定められた、地方公共団体の責務である「地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」に基づき、「環境基本条例」を制定しました。「環境基本条例」第8条において、環境の保全形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「鈴鹿市しあわせ環境基本計画」を策定することを定めています。

また、「三重県環境基本条例」第7条に「県は、市町と協働して環境の保全に関する施策の推進に努めるものとする。」とされていることから、本市は県と環境保全に関し積極的に協働し、本市の最上位計画である総合計画や各分野の計画とも綿密に連携し、推進していく必要があります。

本計画の位置付け



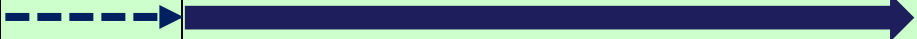
(2) 計画の全体像

第1章	・ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画の概要
第2章	・ 現在の環境行政とアンケート調査結果について
第3章	・ 基本的な方針と目標環境像
第4章	・ 基本目標と施策体系
第5章	・ 分野別の基本施策
第6章	・ 計画の推進について

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、2023（令和5）年度から2030（令和12）年度とします。

なお、今後の社会経済情勢の変化等に対応するため、必要に応じて計画を見直すものとします。

	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)
総合計画 (本市)												
	総合計画 2023 後期				次期総合計画 前期				次期総合計画 後期			
環境基本計画 (県)												
	三重県環境基本計画											
しあわせ 環境基本計画 (本市)												
		計画策定	鈴鹿市しあわせ環境基本計画									

第2章 現在の環境行政とアンケート調査結果について

第1節 国内外の現状＜国内外の主要な社会情勢＞

第2節 三重県の現状

第3節 鈴鹿市の現状

第4節 鈴鹿市しあわせ環境基本計画の進捗状況

第5節 アンケート調査結果

第2章 現在の環境行政とアンケート調査結果について

第1節 国内外の現状 <国内外の主要な社会情勢>

(1) パリ協定の採択 <2015（平成 27）年 12 月>

2015（平成 27）年 12 月、パリで開催された第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、2020（令和 2）年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。

協定では、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」などが盛り込まれました。

(2) 「1.5℃特別報告書」の公表 <2018（平成 30）年 10 月>

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、1.5℃の気温上昇に係る影響や関連する地球全体での温室効果ガス排出経路に関する特別報告書、いわゆる「1.5℃特別報告書」を 2018（平成 30）年 10 月に公表しました。

この報告書では、地球温暖化が現在のペースで進めば、世界の平均気温は 2030 年から 2052 年の間に産業革命以前よりも 1.5℃高い水準に達する可能性が大きいことや、気温上昇を 1.5℃に抑えるためには、2030（令和 12）年までに二酸化炭素排出量を 2010（平成 22）年比で約 45%減少、2050 年前後には実質ゼロにする必要があるとしています。

(3) カーボンニュートラルの宣言と経済成長<2020（令和 2）年 10 月>

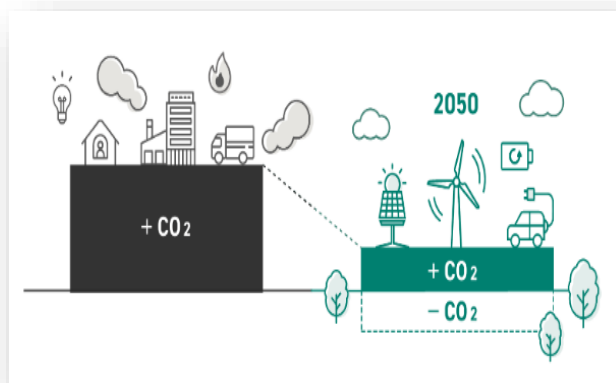
2020（令和 2）年 10 月、国は 2050 年までにカーボンニュートラル社会の実現を目指すことを宣言しました。

カーボンニュートラルとは、温室効果ガス排出量から植林・森林管理等の吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロとすることです。

この宣言は、脱炭素を「成長の機会」と捉える時代に移ったことの象徴と考えられています。例えば、自動車業界においては、多くの企業がEVなどの電動車への転換や、住宅・不動産業界においては住宅やビルのゼロエネルギー

化を実現し、家庭やビルオーナーが負担する光熱費を低減する ZEH、ZEB 化の推進、マイクログリッドによって、エネルギーの地産地消を実現し、地域活性化を促進することなどが挙げられます。

このように脱炭素に向けた社会への移行が加速し、環境対策は経済成長の源泉となり、ますます重要となってきています。



出典：環境省 HP
カーボンニュートラル

（４）第６次評価報告書 ＜2021（令和３）年８月＞

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第１作業部会（自然科学的根拠を担当）は、第６次評価報告書を公表し、1850年～1900年を基準とした2010～2019年までの人為的な世界平均気温上昇は1.07℃（0.8～1.3℃）であり、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と述べ、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に実質ゼロとすることが求められ、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

（５）国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）＜2021（令和３）年10、11月＞

2021（令和３）年10月31日から11月13日にかけてイギリスのグラスゴーで開催されたCOP26において、岸田総理は首脳級会合「世界リーダーズ・サミット」に参加し、2030（令和12）年度までの期間を「勝負の10年」と位置付け、全ての国に野心的な気候変動対策を呼びかけました。

また、COP26全体では、パリ協定の1.5℃努力目標達成に向け、今世紀半ばのカーボンニュートラル及びその通過点である2030（令和12）年に向けて野心的な気候変動対策を締約国に求める内容となりました。



世界リーダーズ・サミットで演説を行う岸田総理

出典：官邸 HP

（６）脱炭素ロードマップの策定から脱炭素先行地域の選定 ＜2022（令和４）年４月＞

国は、国と地方が協働し、地域の「暮らし」「社会」分野を中心に、国民・生活者目線での2050年カーボンニュートラル社会実現に向けたロードマップ及びそれを実現するための関係府省・自治体等の連携の在り方等について検討・議論するため、国・地方脱炭素実現会議を開催し、地域脱炭素ロードマップを策定しました。

その地域脱炭素ロードマップでは、環境省を中心に国も人材・情報・資金の面から積極的に支援することで、地方自治体や地元企業・金融機関を中心として「脱炭素先行地域」を2030（令和12）年度までに少なくとも100箇所以上創出することを掲げています。そして、農山漁村、離島、都市部の街区など多様な地域において、地域課題を同時解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示すこととしました。

国は、2022（令和４）年１月に、脱炭素先行地域の募集を開始し、書面審査・ヒアリングを踏まえ、同年４月に26件の脱炭素先行地域を選定し、他の地域が参考とすべき先導的な取組を評価しています。

(7) 持続可能な開発目標 (SDGs)について

2015（平成27）年9月に「国連持続可能な開発サミット」において、全会一致で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030（令和12）年を目標期間として、持続可能な社会を実現するための17の目標が定められました。

国内においては、2016（平成28）年5月に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs 推進本部」が設置されるなど、SDGs 実施に関する基盤が整備され、様々な取組が進められています。また、事業者、教育機関、NGO・NPO、行政といった多様な主体によるSDGs 達成に向けた取組も行われており、今後さらに広がっていくと考えられます。



【「持続可能な開発目標（SDGs）」の17の目標

コラム1 「SDGs のゴールと環境，経済，社会の関係性」



出典：環境省 環境白書 第2節
SDGs の各ゴールの関係と世界の現状

鈍化、生物多様性の減少等、環境、経済、社会の課題は相互に関連しながら複雑化しています。

このような中において、鈴鹿市の豊かな環境を保全し、将来の世代に残していくためには、多様な主体がパートナーシップの基で協力・連携し、環境、経済、社会の課題を同時に解決することを目指し、持続可能な社会を構築していくことが必要とされます。

環境省では、左図のように、SDGs が統合的向上を目指す「環境，経済，社会の三側面」と「ガバナンスの側面」から成る木をイメージし、SDGs の各ゴールを各側面のグループで整理することで、SDGs のゴール間の関連性を研究しています。

環境は、木の根に最も近い枝葉の層と考えられ、これは「環境」が、経済・社会を支え、維持し、「環境」が基盤となり経済・社会の活動が営まれていることを意味しています。

従って、人間が持続可能な経済活動や社会活動を営む前提として、地球環境が健全である必要があります。

現在、人口減少・少子高齢化、経済成長の

（８）地域循環共生圏

2018（平成 30）年 4 月に閣議決定した第 5 次環境基本計画では、「持続可能な開発目標（SDGs）」や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、「地域循環共生圏」を提唱しました。

「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

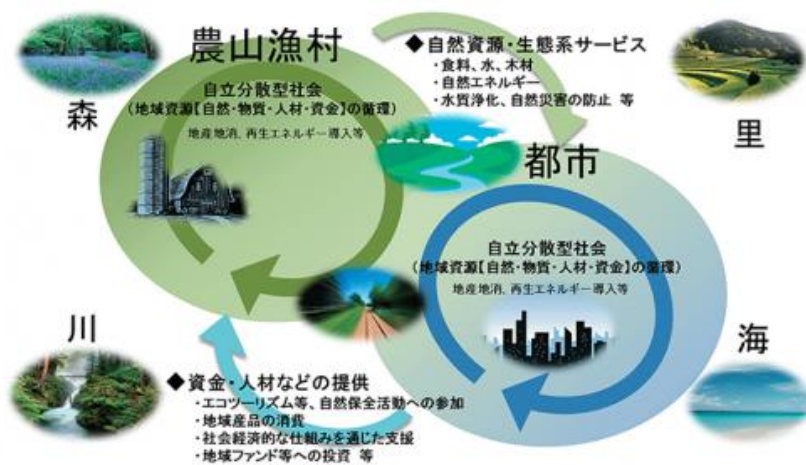
「地域循環共生圏」は、農山漁村も都市も活かす、地域の活力を最大限に発揮する構想であり、その創造により SDGs の実現にもつながるものです。

また、「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築していくとしています。



出典：環境省 HP

地域循環共生圏ポータルサイト



地域循環共生圏のイメージ

出典：環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくり構想策定の手引き
（環境省環境省大臣官房環境計画課作成）

第2節 三重県の現状

(1) 三重県の概況

三重県では、2019（令和元）年12月に、脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を発表し、2050（令和32）年までに県域からの温室効果ガス排出実質ゼロとする「脱炭素宣言」を行い、脱炭素社会の実現を推進しています。

また、2020（令和2）年3月に、目標年度を2030（令和12）年度とした、脱炭素社会を見据えた「低炭素社会」、資源の有効利用、資源循環の促進が図られ、廃棄物の排出が極力抑制された「循環型社会」、生物多様性の保全等が進められた「自然共生社会」、大気・水環境等が保全され、安心・安全で、快適な生活が営めるような「生活環境保全が確保された社会」の構築を目標として掲げ、環境、経済、社会の統合的向上が図られた持続可能な社会の実現を目指すため、三重県環境基本計画を改定しました。

この計画では、このような目指すべき持続可能な社会を「スマート社会みえ」と名付け、その実現に向けた施策の方向性を示し、イノベーションの促進や多様な主体との協創により、分野横断的に取組を展開しています。

2021（令和3）年3月には、2030（令和12）年度における三重県の温室効果ガス排出量について、2013（平成25）年度比で30%削減を目標とする「三重県地球温暖化対策総合計画」を策定しましたが、2023（令和5）年3月に目標値を47%削減※に改定しました。

この計画において、「温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変動影響を軽減する「適応」を、気候変動対策の両輪として施策を推進する」、「SDGsの観点からふまえた環境、経済、社会の統合的向上をめざす」、「多様な主体との協創を重視する」、「新型コロナウイルス危機からの復興を気候変動対策とともに進める」を基本的な方向に定めています。



※三重県は、2023（令和5）年3月に目標値を改定する予定で、ここでは、現在の中間案時点の目標値（47％）を記載しております。今後、目標値が確定した段階で、その数値を掲載し、本注釈は削除します。

コラム2「伊勢志摩サミット」

2016（平成28）年5月に開催した伊勢志摩サミットにおいては、パリ協定の早期締結及び効果的な実施、同時に実行的な排出削減を進めるには、主要排出国の積極的な関与を引き出すことが重要であるとの認識で一致し、G7が率先して取り組むべきとの決意を確認しました。

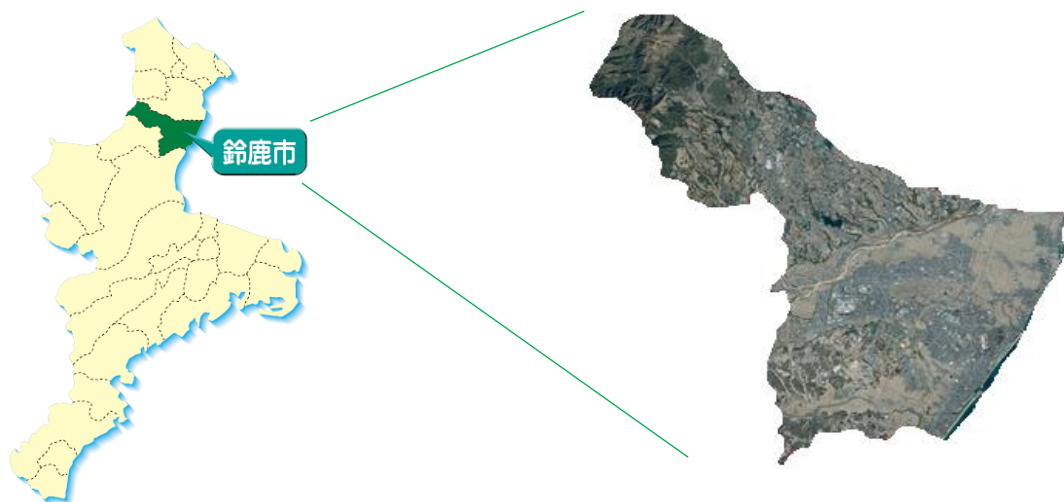


第3節 鈴鹿市の現状

(1) 概況

鈴鹿市は、三重県の北中部に位置し、東に伊勢湾、西に鈴鹿山脈を臨みます。

市の総面積は194.46km²。標高約1,000mの鈴鹿山脈から、海岸までの変化に富んだ地形がみられます。

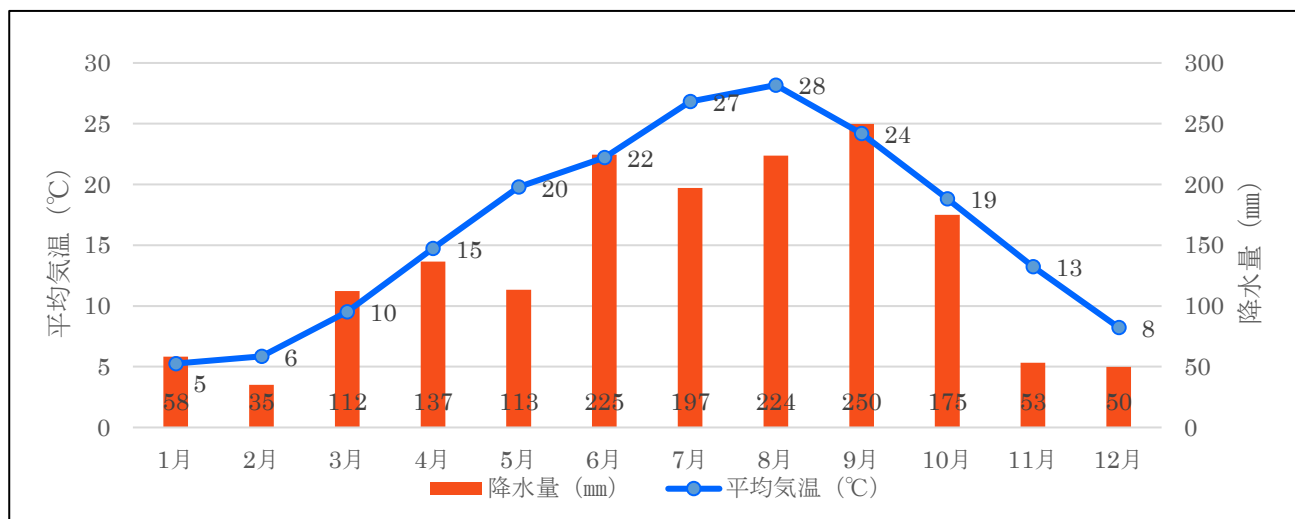


【鈴鹿市の位置図】

(2) 気候

鈴鹿市の平均気温は16.4℃、月の平均降水量は135.8 mmです。

冬は養老山地と伊吹山の間を抜けてくる強風（鈴鹿おろし）のため寒く、鈴鹿市の北西部では比較的降雪量が多くなっています。

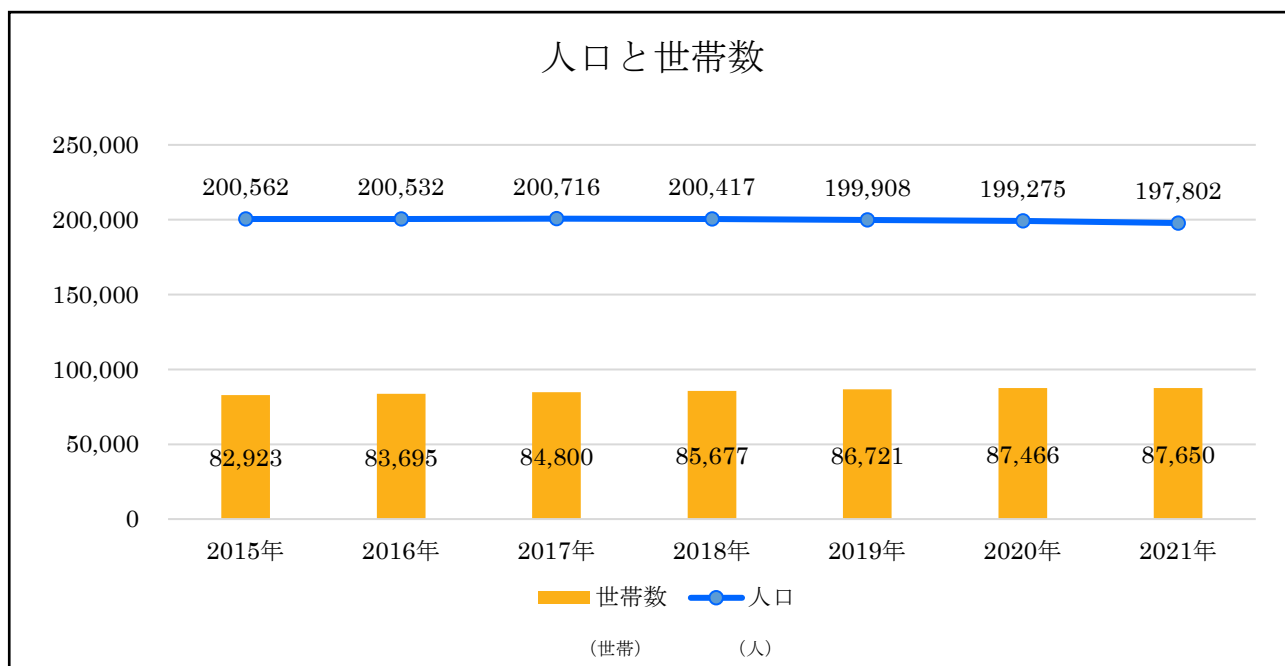


【鈴鹿市の平均気温及び降水量】
2015年から2021年までの月別平均値

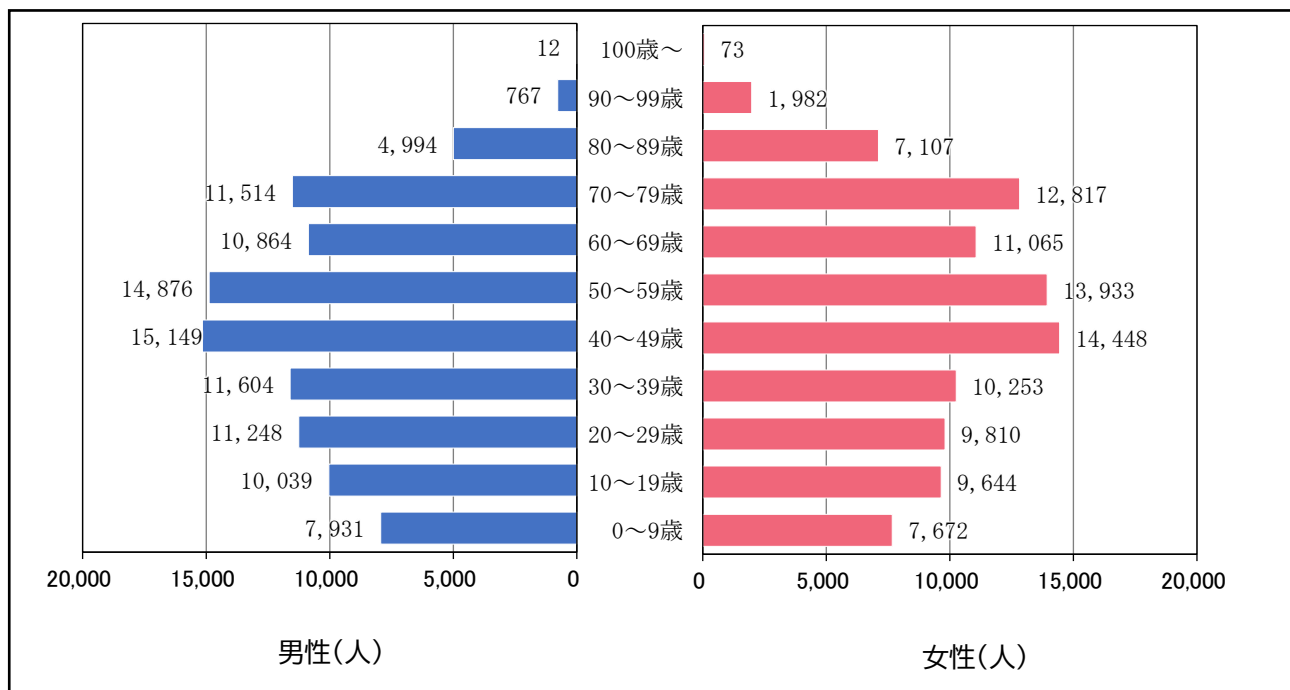
(3) 人口

鈴鹿市の人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加傾向にあります。

年齢別人口は男性女性ともに 40～49 歳が最も多く、つぼ型の人口分布になっています。



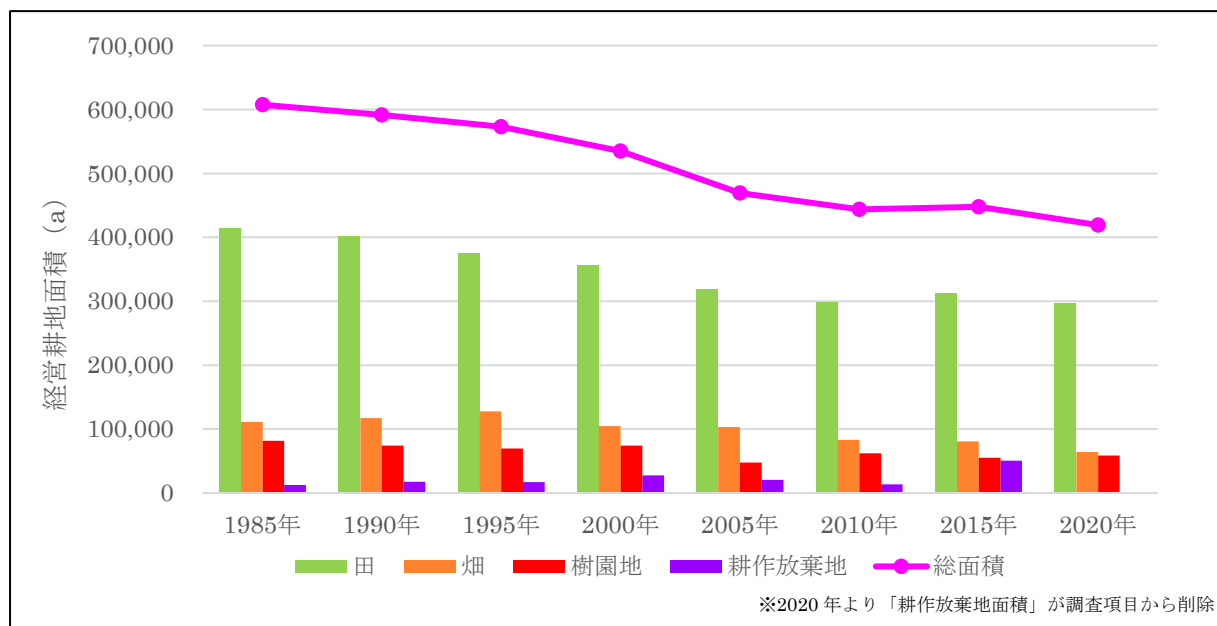
【鈴鹿市の人口及び世帯数】



【鈴鹿市の年齢別人口（2021年）】

(4) 農業

鈴鹿市の2020年の経営耕地面積は419,100aであり、減少傾向となっています。

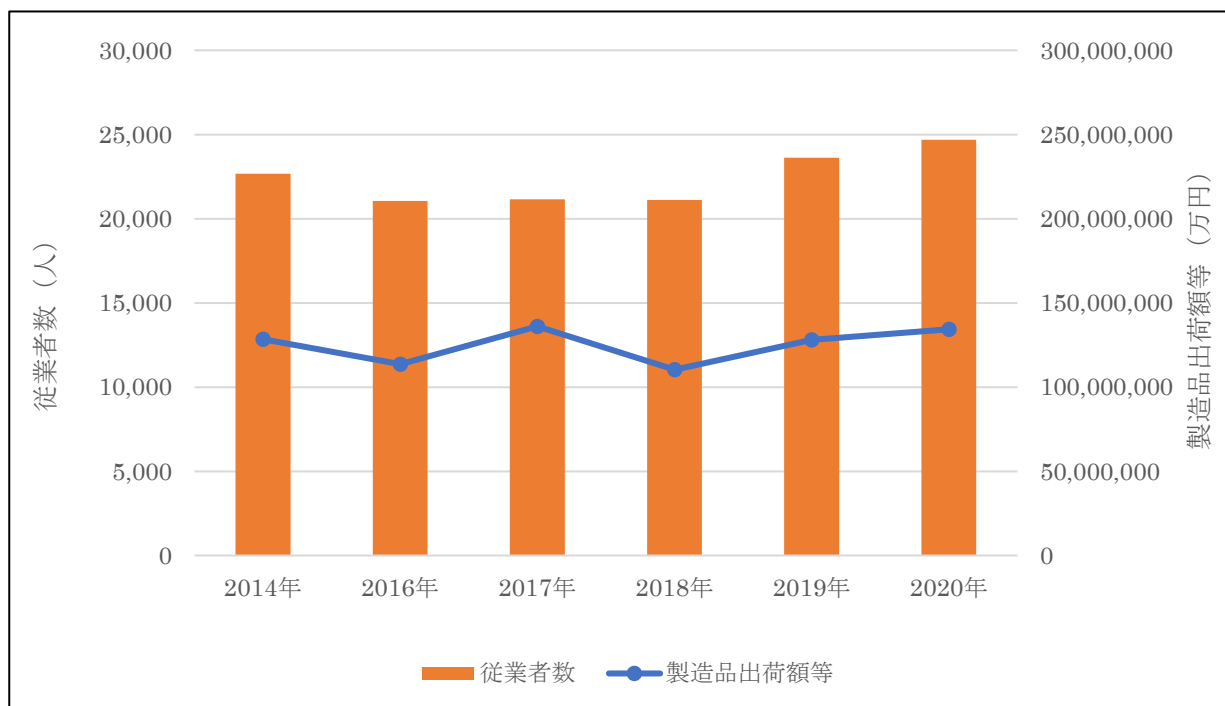


【鈴鹿市の経営耕地面積】

(5) 製造業

鈴鹿市の製造業における従業者数は、2018年から増加しています。

製造品出荷額は2014年から増加と減少を繰り返し、ほぼ横ばいとなっています。



【鈴鹿市の従業者数と製造品出荷額等】

第4節 鈴鹿市しあわせ環境基本計画の進捗状況

2012（平成24）年3月に策定した鈴鹿市しあわせ環境基本計画には、「環境基本条例」の基本理念に基づく「豊かな環境のまち 鈴鹿 子どもたちにつなぐ持続可能な社会をめざして」という目標環境像があります。この目標環境像を実現するために5つの分野別目標を設定し、これらを具現化するため、行政、市民、事業者が協働で行う施策を示しています。

進行管理については、本市独自の環境マネジメントシステムである Suzuka-EMS により、PDCA サイクルの手法を用いて進捗を図っています。

鈴鹿市しあわせ環境基本計画 所属別取組結果

<Suzuka-EMS における進行管理>

		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
各所属の施策数		26	26	26	26	26	26	26	26
施策の内、実施施策		82	77	76	71	70	67	66	65
評価結果	A判定	79	71	67	69	65	61	62	56
	B判定	3	5	7	0	2	4	4	9
	C判定	0	1	2	0	0	0	0	0
	実施無	0	0	0	2	3	2	0	0

2020（令和2）年度においては、全庁的に実施している施策が65あり、その内、56の施策で、A判定「目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている。」と評価し、9つの施策でB判定「目標の達成及び、実現のための施策を前進させたとは言い難いが、点検結果においては的確に行われており、継続的な改善につながると思われる。」と評価しており、全庁的に環境保全を進めています。

第5節 アンケート調査結果

市内在住の20歳以上の2,000人と市内の141事業者を対象として、今後の本市の環境保全に関する方針等を検討するため、意識調査を実施いたしました。意識調査の結果概要は下表のとおりです。

なお、回収数（回収率）については市民アンケートは802通（回収率40.10%）、事業者アンケートは86通（回収率60.99%）でした。

市民および事業者アンケート調査概要

	市民アンケート	事業者アンケート
対象	市内在住の20歳以上 2,000人 ※無作為抽出	市内事業者 141事業所
調査方法	直接郵送法 (回答は郵送又はWebを選択)	直接郵送法
実施時期	2021(令和3)年11月10日(水)～2021(令和3)年11月26日(金)実施	
調査項目	・属性 ・市の環境や取組について(問1) ・環境保全の取組について(問2, 問3) ・自宅でのエネルギー使用量について(問4) ・電気の購入先について(問5, 問6) ・省エネ・再エネ関連機器について(問7, 問8) ・電気自動車について(問9) ・燃料電池自動車について(問10, 問11) ・水素ステーションについて(問12, 問13) ・気候変動について(問14, 問15) ・市の地球温暖化対策について(問16) ・情報収集のための媒体について(問17) ・地球温暖化防止の取組に関する意見等の自由記述(問18)	・属性 ・環境に関する経営方針等について(問1) ・事業所でのエネルギー使用量について(問2) ・環境保全の取組について(問3, 問4) ・カーボンニュートラルについて(問5, 問6) ・省エネ等の設備導入について(問7) ・電気の購入先について(問8, 問9) ・気候変動について(問10) ・電気自動車について(問11) ・燃料電池自動車について(問12, 問13) ・水素ステーションについて(問14, 問15) ・情報収集のための媒体について(問16) ・行政の地球温暖化防止施策について(問17) ・地球温暖化防止の取組に関する意見等の自由記述(問18)
回収数	802通(回収率40.10%) (紙面689通, Web113通)	86通(回収率60.99%)

(1) 市民アンケート

問1 現在の鈴鹿市の環境や取組について、あなたの満足度と重要度をお聞きします。以下の1～13のそれぞれの項目について、あなたの考えや意見に近い番号1つに○をつけてください。

本市の環境の保全形成に係る取組について、現在の満足度と将来の重要度を確認したところ、現状の満足度として、項目8の「ごみの収集状況」については、約8割の方が、「満足」または「まあまあ満足」と回答しています。

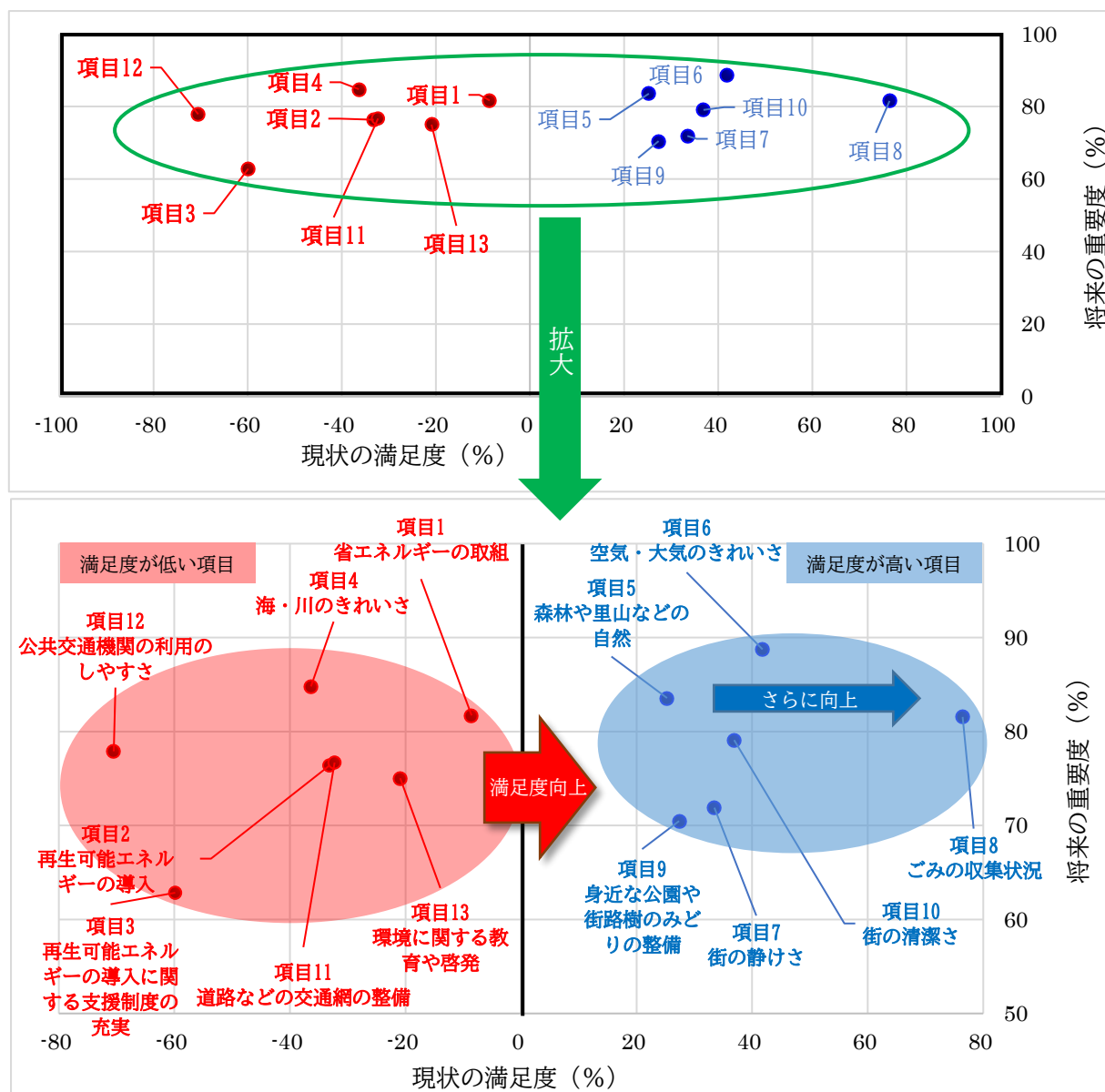
また、6割以上の方が、項目6の「空気・大気のきれいさ」、項目7の「街の静けさ」、項目9の「身近な公園や街路樹のみどりの整備」、項目10の「街の清潔さ」を「満足」または「まあまあ満足」と回答しており、日々の暮らしに直結する生活環境やごみ処理への対策は、本市の現状の取組におおむね満足していることが伺えます。

		現状の満足度					
項目		満足	まあまあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
項目1	省エネルギーの取組	1.2%	25.6%	16.0%	8.2%	46.4%	2.6%
項目2	再生可能エネルギーの導入	2.1%	20.7%	21.6%	10.8%	42.0%	2.7%
項目3	再生可能エネルギーの導入に関する支援制度の充実	1.5%	15.3%	18.1%	15.1%	47.4%	2.6%
項目4	海・川のきれいさ	2.6%	36.3%	33.3%	21.1%	5.5%	1.2%
項目5	森林や里山などの自然	6.7%	51.2%	21.6%	10.2%	8.4%	1.9%
項目6	空気・大気のきれいさ	10.1%	55.5%	20.0%	9.1%	4.7%	0.6%
項目7	街の静けさ(騒音・振動がしない)	12.8%	50.7%	22.3%	11.2%	2.0%	0.9%
項目8	ごみの収集状況	21.6%	57.6%	11.5%	7.2%	1.6%	0.5%
項目9	身近な公園や街路樹のみどりの整備	8.9%	53.0%	22.2%	11.2%	3.6%	1.1%
項目10	街の清潔さ	8.9%	56.2%	23.3%	7.6%	2.7%	1.2%
項目11	道路などの交通網の整備	5.5%	35.7%	35.0%	21.6%	1.4%	0.9%
項目12	公共交通機関の利用のしやすさ	3.9%	24.7%	28.7%	34.0%	8.1%	0.6%
項目13	環境に関する教育や啓発	2.9%	27.6%	23.3%	11.8%	33.0%	1.4%

次に、将来の重要度の結果については、全ての項目において、「重要」と「やや重要」を合わせると約8割から9割に上り、将来の本市の環境の保全形成についての関心が高いことが伺えます。

		将来の重要度					
項目		重要	やや重要	あまり重要でない	重要でない	わからない	無回答
項目1	省エネルギーの取組	63.2%	24.7%	1.6%	0.9%	6.6%	3.0%
項目2	再生可能エネルギーの導入	58.9%	26.8%	3.5%	1.4%	6.7%	2.7%
項目3	再生可能エネルギーの導入に関する支援制度の充実	50.6%	28.8%	5.7%	3.0%	9.0%	2.9%
項目4	海・川のきれいさ	69.8%	24.7%	1.5%	0.0%	1.7%	2.2%
項目5	森林や里山などの自然	67.0%	26.8%	1.5%	0.0%	2.1%	2.6%
項目6	空気・大気のきれいさ	76.7%	18.1%	1.0%	0.1%	1.4%	2.7%
項目7	街の静けさ(騒音・振動がしない)	52.5%	36.7%	5.0%	0.4%	2.5%	3.0%
項目8	ごみの収集状況	66.1%	27.3%	2.4%	0.2%	1.9%	2.1%
項目9	身近な公園や街路樹のみどりの整備	50.2%	40.4%	4.7%	0.5%	1.9%	2.2%
項目10	街の清潔さ	61.3%	32.9%	2.0%	0.4%	1.0%	2.4%
項目11	道路などの交通網の整備	60.7%	31.7%	3.6%	0.6%	0.9%	2.5%
項目12	公共交通機関の利用のしやすさ	60.7%	29.7%	3.5%	0.4%	3.4%	2.4%
項目13	環境に関する教育や啓発	52.2%	36.4%	2.6%	0.4%	6.0%	2.4%

次に、アンケートの現状の満足度と将来の重要度の結果を基にして、散布図を作成しました。



その結果、「現状の満足度が低い」項目を本市が今後改善すべき項目としました。

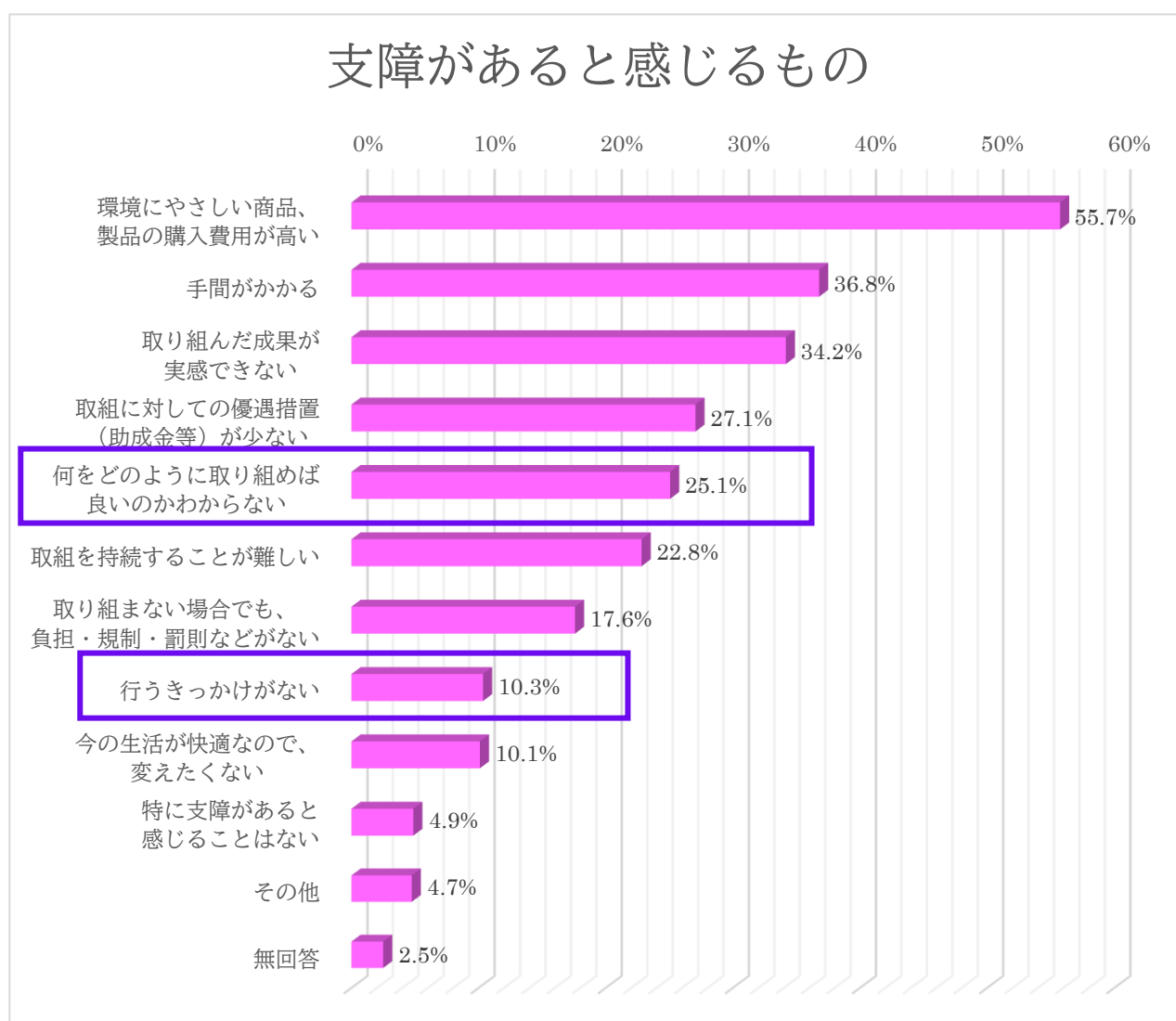
改善すべき項目としては、項目1の「省エネルギーの取組」、項目2の「再生可能エネルギーの導入」、項目3の「再生可能エネルギーの導入に関する支援制度の充実」の地球温暖化対策、項目4の「海・川のきれいさ」の自然環境、項目11の「道路などの交通網の整備」、項目12の「公共交通機関の利用のしやすさ」の生活環境、項目13の「環境に関する教育や啓発」の環境教育が「現状の満足度が低い」項目に該当し、満足度を高めていくことが重要であると考えます。

なお、項目5の「森林や里山などの自然」に関する自然環境、項目6の「空気・大気のきれいさ」、項目7の「街の静けさ」、項目9の「身近な公園や街路樹のみどりの整備」、項目10の「街の清潔さ」に関する生活環境及び項目8の「ごみの収集状況」の廃棄物に関することは、「現状の満足度が高い」項目であり、さらに向上を目指します。

この中で、地球温暖化対策については2050年カーボンニュートラルを実現するうえで、重要であるため、本計画とともに鈴鹿市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）により、一層推進を図ります。

問3 環境保全の取組を実施するために、支障があると感じるものは何ですか。あてはまる番号
すべてに○をつけてください。

環境保全の取組として、環境にやさしい商品、製品は購入費用が高いと半数以上の方が考えています。また、「何をどのように取り組めば良いのかわからない」、「行うきっかけがない」と回答した方が、少しでも環境保全の取組に関心を持って取り組んでいただけるよう、簡単に取り組める環境対策を紹介し、また少しでも楽しんでいただける環境に関するイベント等を開催し、世代を問わず、環境教育や環境啓発を推進していく必要があると考えます。



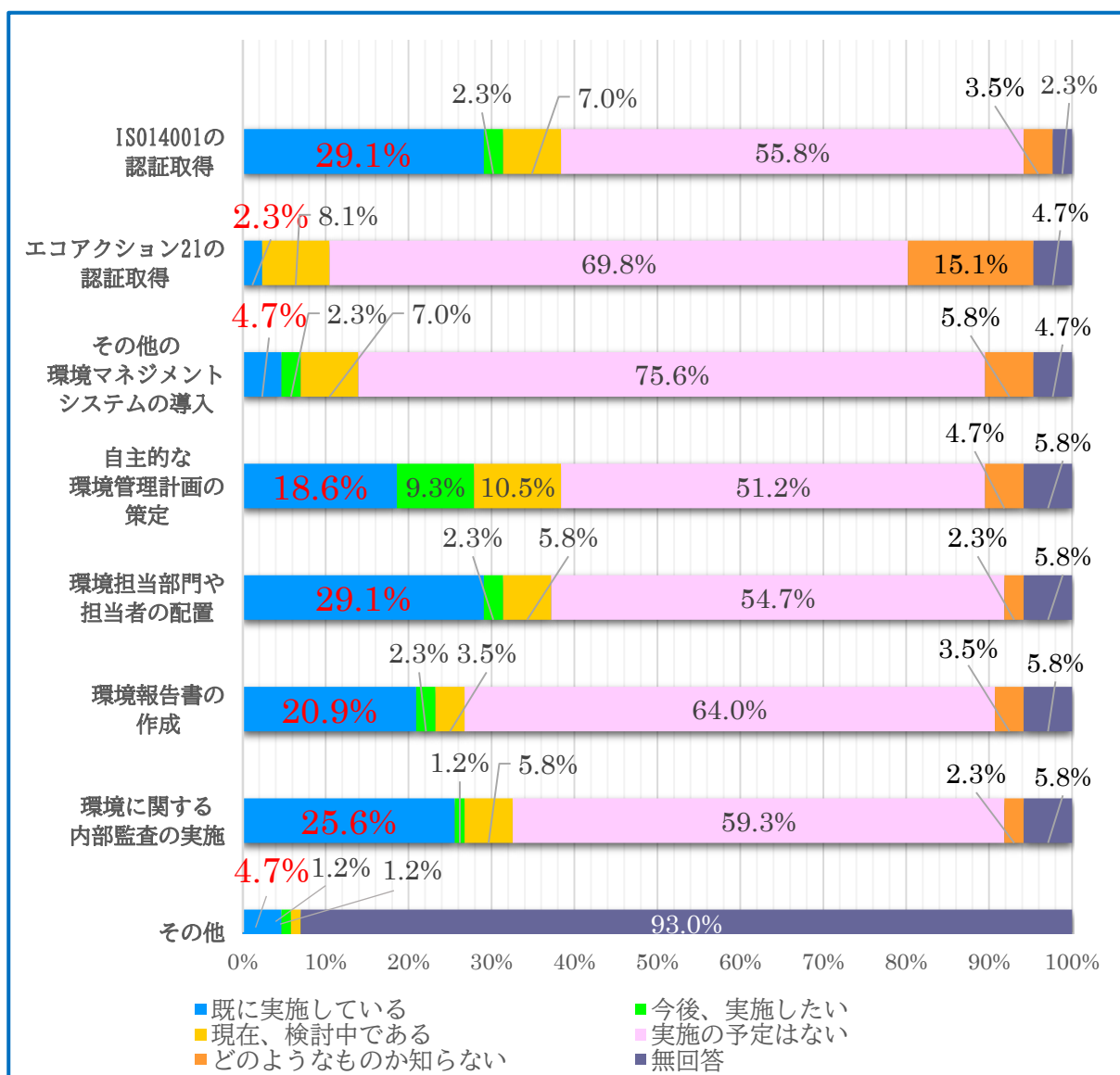
(2) 事業者アンケート

問1 貴事業所では、環境に関する経営方針や管理手法を導入していますか。次の1～8のそれぞれの項目について、あてはまる番号1つに○をつけてください。

事業所における、環境に関する経営方針や管理手法の導入については、「ISO14001の認証取得」が多いですが、既に実施している割合は29.1%で3割に満たない状況です。

また、「環境担当部門や担当者の配置」、「環境に関する内部監査の実施」についても、既に実施している割合は「ISO14001の認証取得」と同様に3割に満たず、全ての項目で「実施の予定はない」が50%以上となっています。

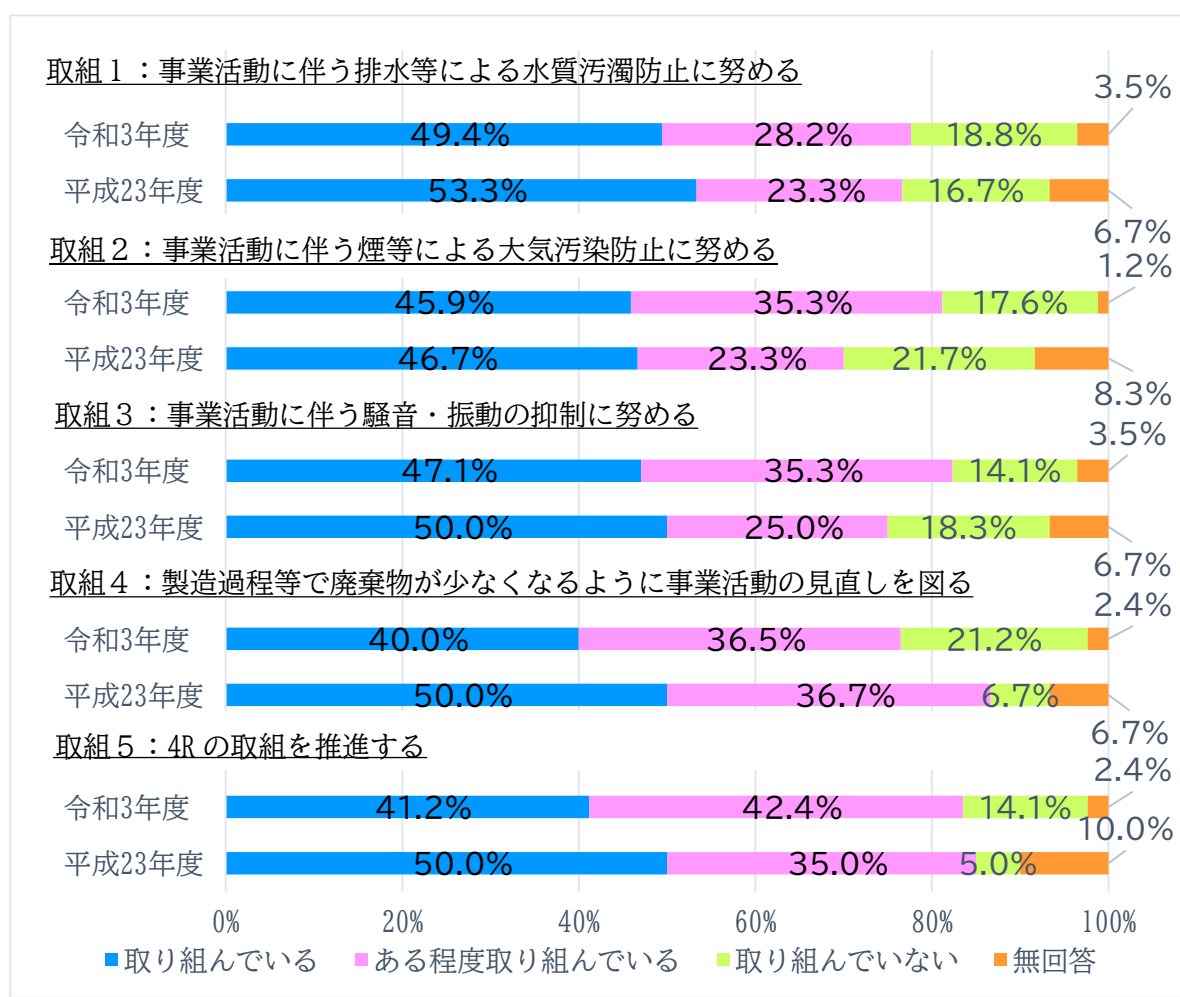
事業所で環境の保全形成を図るためには、毎年度の目標設定や課題の検証等を行う推進体制を整えることが重要であり、市内の事業者の環境に関する経営方針や管理手法の導入について啓発を進めることが必要であると考えます。



問3 貴事業所が日ごろ行っている環境保全の取組についてお聞きします。

(取組1から取組5までを抜粋)

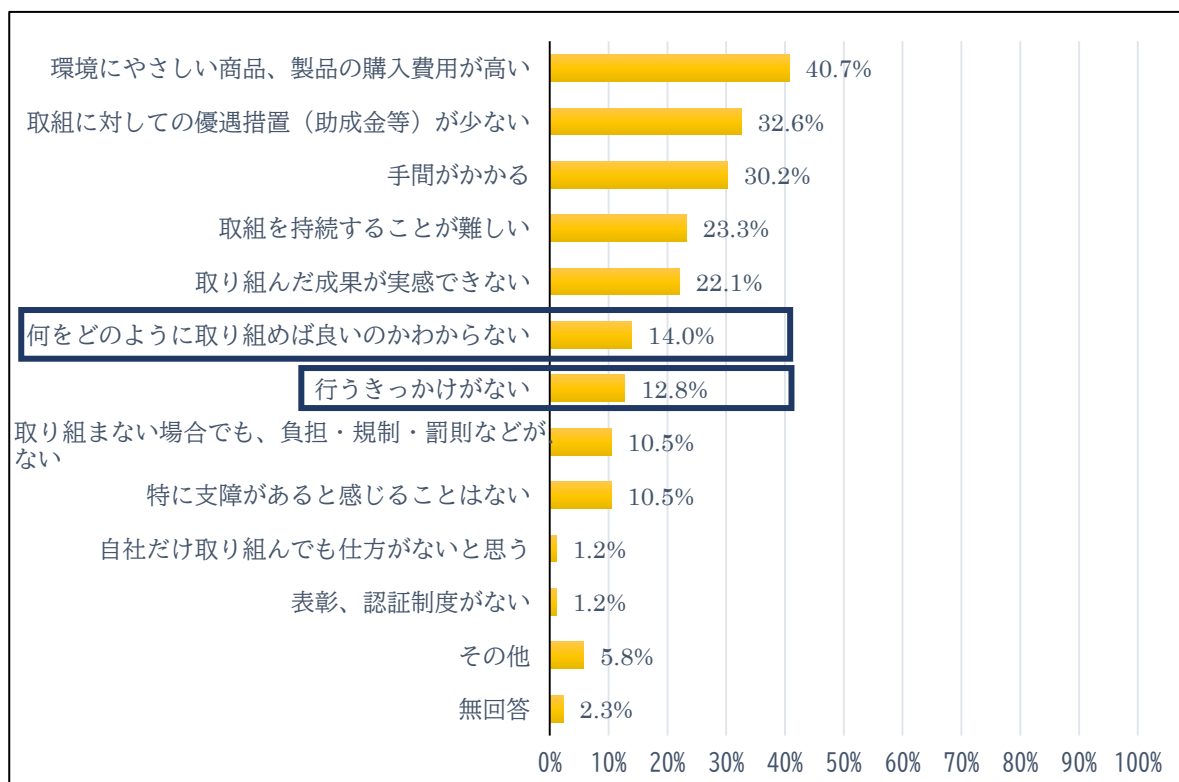
令和3年度の事業所における生活環境や廃棄物削減に関する取組1から5については、全ての取組において、「取り組んでいる」または「ある程度取り組んでいる」と回答した割合が7割以上となり、さらに、取組1，2，3については、令和3年度の方が平成23年度よりも高い結果でした。



問4 環境保全の取組を実施するために、貴事業所が支障があると感じるものは何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

市民アンケート結果と同様に、環境にやさしい商品、製品の購入費用が高いことを支障と感じている割合が高くなっています。

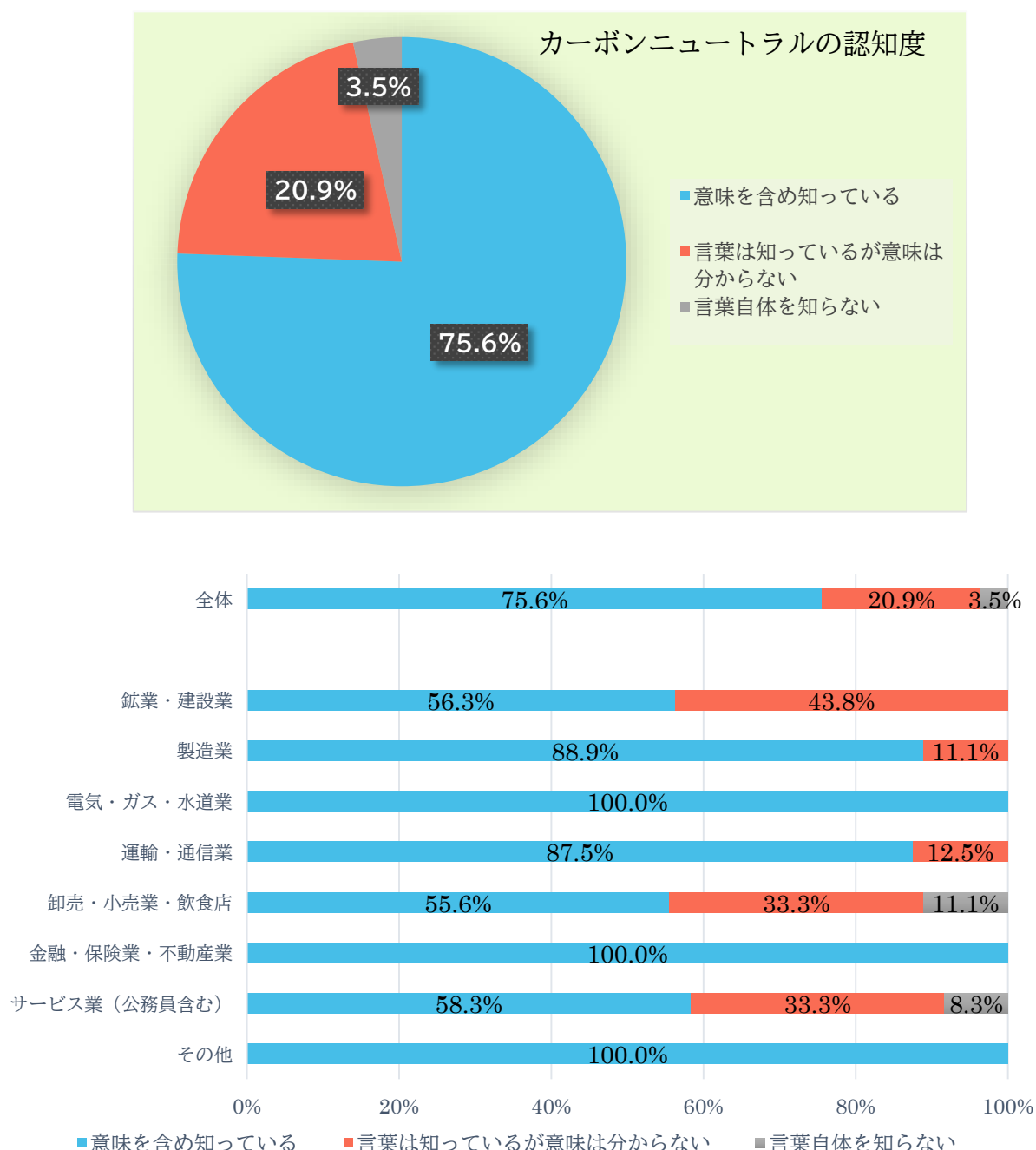
一方、「何をどのように取り組めば良いのかわからない」の回答が一定数あるように、事業所に対しても環境保全の取組を理解していただけるよう、積極的に環境啓発を進めていくことが必要と考えます。



問5 国は、「2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」としています。あなたは、「カーボンニュートラル」という言葉を知っていますか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

「カーボンニュートラル」については、最近様々な業界で話題となっており注目度が高いことから、75.6%の事業所が意味を含めて知っていると回答しており、特に電気・ガス・水道業のエネルギー業界の事業所については、業務に直結することから全ての事業所で「意味を含めて知っている」と回答しました。

一方、鉱業・建設業や卸売・小売業・飲食店などでは、「言葉は知っているが意味は分からない」の割合が一定数存在しており、今後も積極的にカーボンニュートラルの啓発を継続していくことが必要であると考えます。



第3章 基本的な方針と目標環境像

第1節 本計画の基本的な方針と目標環境像

第3章 基本的な方針と目標環境像

第1節 本計画の基本的な方針と目標環境像

本計画は、環境基本条例に基づく2030（令和12）年までの本市の環境に資する取組の方向性を定める「理念計画」であるため、市民アンケートにおいて満足度が高いと考えられている施策については、引き続き継承し、さらに満足度が向上するよう取組を行います。地球温暖化対策等の今後重要と考えられている施策については、変化している社会経済情勢に対応しつつ、環境の保全形成を推進していくことを基本的な方針とします。

また、環境基本条例や鈴鹿市しあわせ環境基本計画において重要視する「しあわせ」について、各基本目標を推進することで、しあわせな社会に向けた方向性を示しました。

昨今では、世界的な潮流であるカーボンニュートラル社会を目指した取組が喫緊の課題となっており、地球温暖化が原因と考えられる気候変動の影響に対処するため、私たち一人ひとりに、資源やエネルギーの有効利用、自然環境の保全、ライフスタイルの転換等、環境負荷を低減させる行動が求められています。

このようなことから、持続可能な社会で「しあわせ」を感じられ、現在の豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくため、目標環境像を次のとおり定めます。

目標環境像

カーボンニュートラルで

みんなが しあわせに 暮らし続けられる

緑豊かなまち すずか

第4章 基本目標と施策体系

第1節 基本目標と基本方針

第2節 基本方針に紐づく施策

第4章 基本目標と施策体系

第1節 基本目標と基本方針

「目標環境像」を実現するため、5つの基本目標を設定し、各基本目標に紐づく2つの基本方針を定め、本計画を推進します。前計画からの大きな変更点として、国における2050年カーボンニュートラル宣言等、脱炭素や気候変動が社会的に大きくクローズアップされ、市民及び事業者アンケート結果から、将来の重要度が高いと認識されている「地球温暖化対策」を基本目標1に位置付けました。

また、自然環境に関する基本目標2、生活環境に関する基本目標3、廃棄物削減に関する基本目標4については、将来の重要度が高いことから、満足度向上を目指し、前計画に引き続き推進を図ります。

環境教育に関する基本目標5は、非常に重要であるにもかかわらず現状の満足度が低いことから、子供から大人までの全ての市民が理解しやすい環境教育を目指します。また、自主的に「自らできることは何か」を考え、環境を改善するための行動を生むような環境教育を目指すため、前計画の「環境教育・学習の充実」に「自らが主体となる」を加え、「自らが主体となる環境教育・学習の充実」を基本目標5としました。

なお、各基本目標を推進して実現できるSDGsのゴールを示し、持続可能で、かつ環境基本条例の目的である現在及び将来の市民の「しあわせ」な生活につながることを目指します。



※生態系の循環など様々な循環型社会が存在しますが、本基本目標においては、ごみ分別の徹底や適正処理、またその発生抑制と再利用による減量化、さらにリサイクルを推進することで、環境への負荷を低減し、資源を有効に活用する社会のことを指します。

第2節 基本方針に紐づく施策

各基本目標に紐づく2つの基本方針に具体的な施策の方向性を定め、市民・事業者・行政がそれぞれの役割や行動を明確にすることで、環境基本条例の目的として掲げる「しあわせ」な生活につなげます。

基本方針に紐づく施策の体系図

基本目標1

基本方針1 カーボンニュートラル社会の推進

施策1 鈴鹿市内における脱炭素化

施策2 公共施設における脱炭素化

基本方針2 気候変動への適応

施策1 鈴鹿市における気候変動への適応策



基本目標2

基本方針1 自然環境の保全

施策1 森林・海岸・水辺環境の保全

施策2 自然環境とのふれあい

基本方針2 生物多様性の保全

施策1 動植物の生育・生息の環境の保全

施策2 特定外来生物対策



基本目標3

基本方針1 健全な生活環境の保全

施策1 大気・水環境の保全

施策2 騒音・振動・悪臭を防ぐ近隣環境問題への対応

施策3 環境リスクへの対応

基本方針2 快適な生活環境の創造

施策1 公園・緑地の整備

施策2 良好な景観の形成

施策3 道路交通対策



基本目標4

基本方針1 4R活動の推進

施策1 ごみ減量化の推進

施策2 リサイクルの推進

基本方針2 ごみの適正処理

施策1 ごみ分別の徹底

施策2 不法投棄・野外焼却等の不適正処理の防止



基本目標5

基本方針1 環境教育・学習の推進

施策1 環境教育

施策2 情報発信の充実

基本方針2 協働による取組

施策1 市民・事業者の参画による環境保全活動の支援

施策2 人材育成と確保



第5章 分野別の基本施策

第1節 基本目標1 地球温暖化対策

第2節 基本目標2 自然と共生する社会の構築

第3節 基本目標3 生活環境の保全と創造

第4節 基本目標4 循環型社会の構築

第5節 基本目標5 自らが主体となる環境教育・学習の充実

第5章 分野別の基本施策

第1節 基本目標1 地球温暖化対策

「しあわせ」な社会に向けて

最近の地球温暖化対策においては、石炭・石油・天然ガス等の化石燃料からつくられるエネルギーを太陽光等の自然エネルギーに移行し、脱炭素化を図り、温室効果ガスを削減することが、市民生活から産業経済活動まで幅広く社会全体で求められています。

そのため、市民・事業者の皆様は可能な限り各家庭や事業所に太陽光パネル等を設置して発電される電気を自家消費したり、またその電気をEV等に蓄電し、災害時にも蓄電池として活用する、誰もがいつでも自然エネルギーを享受できるような社会の実現を目指すことが重要です。

また、自然エネルギーの推進以外でも、ごみの減量化、リサイクルの推進、食品ロス対策等により循環型社会を構築すること、市民・事業者の「移動」においては、公共交通の利用を推進し、カーボンニュートラル社会の実現に向けたライフスタイルの転換や体験的な環境教育・学習の機会を充実させることも大切です。

気候変動への適応においては、緩和・適応策を推進していくことは、高潮、短時間降雨などの影響による水災害や近年の酷暑を原因とする熱中症等から自らの身を守ることにつながります。また、農水産業においては高温による収穫量低下被害のリスクを防止・減少できる場合もあります。

このように、地球温暖化対策を推進することは、「しあわせ」な環境を次世代につなぎ、人と自然だけでなく、人と人が健全に共生して暮らすことができる社会を創ることへつながります。

最近の動向 <カーボンニュートラル社会に向けた国の動き>

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正案が、2021（令和3）年3月に閣議決定され、同年5月に成立し、2022（令和4）年4月1日に施行しました。

改正内容としては、「2050年カーボンニュートラルの実現」を基本理念として法律に位置付け、さらに全国民がカーボンニュートラルの関係者として規定したことで、今後のカーボンニュートラルにつながる徹底した省エネルギー対策や再生可能エネルギーの最大限の

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
エネルギー起源CO ₂		14.08	7.60	▲46%	▲26%
部門別	産業	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	業務その他	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	家庭	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	運輸	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	エネルギー転換	2.24	1.46	▲35%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.06	0.56	▲47%	▲27%
HFC等4ガス（フロン類）		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：地球温暖化対策計画の概要

導入、公共部門や地域の脱炭素化など、あらゆる分野でできる限りの取組を進めることとしています。

また、2021（令和3）年10月22日には地球温暖化対策計画が閣議決定され、5年ぶりに改訂されました。新たな計画では、2030（令和12）年度において、2013（平成25）年度と比べて温室効果ガスを46%削減することを目標に設定し、目標達成のための対策・施策を記載して、目標実現への道筋を描いています。

最近の動向 <気候変動の現状>

近年、日本でも気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動による影響が全国各地で現れています。平成30年7月豪雨等では、社会・経済に多大な被害を与えており、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクはさらに高まることが予測されます。

気候変動の影響に対処するには、温室効果ガスの排出抑制等を図る「緩和策」に取り組む必要がありますが、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」も不可欠です。

そこで、国は、2018（平成30）年に気候変動の影響を回避し軽減することを目的として「気候変動適応法」を制定し、各地域が自然や社会経済の状況に合わせ、国、地方公共団体、事業者、国民、それぞれが適応の推進のために担う役割を明確化しました。

今後も、「緩和策」と「適応策」で、気候変動の課題に社会全体で着実に推進していく必要があります。

<平成30年7月豪雨の被害>



出典：国土交通省中国地方整備局 HP

写真左：広島県広島市安芸区中野東 国道2号被災

写真右：岡山県倉敷市真備町 小田川堤防決壊

基本方針 1 カーボンニュートラル社会の推進

鈴鹿市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）で定めた内容に即し、2050年カーボンニュートラル社会を実現し豊かな自然を次世代の子どもたちに残すため、市民・事業者と連携し、日常生活や事業活動によって排出される温室効果ガスの排出量削減に向けて、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入推進、プラスチックごみや食品ロスの削減など、あらゆる分野において取り組み、持続可能な社会を構築する必要があります。

そのため、日々の生活を脱炭素型のライフスタイルへ転換し、再生可能エネルギー設備、環境配慮型の建物・住宅の購入等を推進するため、積極的にカーボンニュートラル社会に寄与する普及啓発活動を進めます。

また、鈴鹿市の強みである自動車産業においては、クリーンエネルギー自動車の普及促進や電気自動車の普及の課題となっている航続距離を大幅に延長する全固体電池の開発など、新しい技術イノベーションにより次世代モビリティ社会の構築が進むと考えられます。

このようにカーボンニュートラル社会の実現に向けた各取組について、本市では、太陽光発電設備を導入することで脱炭素化と蓄電による防災面の向上を図ることなど、脱炭素化の推進だけでなく、同時に「相乗効果」をもたらすよう推進していきます。

コラム3「鈴鹿市ゼロカーボンシティ宣言」と「世界首長誓約」

本市は、市内の温室効果ガス削減目標を設定した鈴鹿市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しました。また、電力の地産地消及び二酸化炭素排出量の削減を推進するために、地域新電力会社「鈴鹿グリーンエナジー株式会社」※33頁を設立し、2023（令和5）年4月から本市の公共施設の一部に再生可能エネルギーの電力を供給していく予定です。

こうした取組を背景として、本市は2050年に市内全域のカーボンニュートラルの実現を目指す旨の「ゼロカーボンシティ」を表明しました。

また、同時に、三重県下初の自治体として、「世界首長誓約／日本」に署名しました。「世界首長誓約」は、エネルギーの地産地消の推進、国の目標以上のCO2の削減、気候変動の影響への適応に取り組むことにより、持続可能でレジリエント（強靱）な地域づくりを目指し、同時に、パリ協定の目標の達成に地域から貢献しようとする自治体の首長が、その旨を誓約し、行動計画を策定して、具体的な取組を進めていく世界的な仕組みです。

本市は、「ゼロカーボンシティ」を表明し、「世界首長誓約」に署名することにより、市民や事業者の皆様とともに、2050年カーボンニュートラルの実現や気候変動への適応に取り組んでいくことを国内のみならず世界に向けて強く発信していきます。



◆施策1 鈴鹿市内における脱炭素化 ～2050年カーボンニュートラル社会の実現に向けて～

鈴鹿市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、市内の温室効果ガス排出量を2030（令和12）年までに2013（平成25）年度比50%削減の目標達成を目指し、長期的には2050（令和32）年にカーボンニュートラル社会を実現することを目指しています。

その実現のためには、公共施設や地域の脱炭素など、各分野で可能な限りの取組を推進し、市全体で再生可能エネルギーを最大限導入することを目指します。また、近年急激に増加している太陽光発電については、設備の設置に対して地域住民の理解が得られるよう努め、事業廃止時には、国の方針に従い、適切な廃棄に努めるよう発電事業者へ啓発等を行っていきます。

また、鈴鹿市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基本方針である「エネルギーの有効活用を図る」、「循環型社会の構築を目指す」、「市民・事業者の移動における脱炭素化を目指す」及び「カーボンニュートラルに向けた教育やイベントを推進する」により鈴鹿市の2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、市民、事業者と協働して取り組んでいきます。



鈴鹿市カーボンニュートラル将来図イラスト
鈴鹿市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

◆施策2 公共施設における脱炭素化

2017（平成29）年1月に策定した「鈴鹿市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の公共施設における温室効果ガス排出量の削減を推進しています。

本市は、2022（令和4）年9月に地域新電力会社「鈴鹿グリーンエナジー株式会社」を設立し、2023（令和5）年4月より電力供給を開始します。

地域新電力会社とは、一般的には地方公共団体が民間事業者等との共同出資により設立した小売電気事業者のことを指します。本市は、公募型プロポーザルにより、東邦ガス株式会社、アーバンエナジー株式会社及び株式会社三十三銀行をパートナー事業者として決定し、共同で設立しました。

これにより、本市の清掃センターの廃棄物焼却から発電する電気を本市の47の公共施設に供給し、電力の地産地消やエネルギー起源二酸化炭素排出量の削減を図ります。

また、本市が所有する公共施設の更新を計画する際は、太陽光発電設備の導入、省エネルギー性能の高い機器・建材を採用することやZEB化等を検討していくことで公共施設の脱炭素化を推進します。



鈴鹿市立稲生小学校



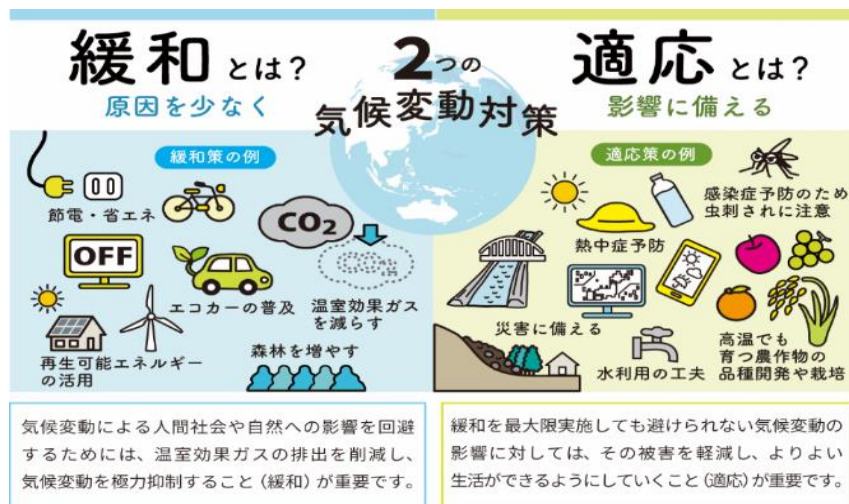
2022（令和4）年9月30日

鈴鹿グリーンエナジー株式会社 設立式

基本方針2 気候変動への適応

市内において、短期的な大雨等による自然災害の被害を事前に軽減・回避する気候変動「適応策」への早急な対応が求められています。

鈴鹿市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、既に気候変動の影響を受けている分野や、将来気候変動の影響を受けるとされる分野を整理し適応策を推進していきます。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

緩和と適応

◆施策1 鈴鹿市における気候変動への適応策

鈴鹿市の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくにあたって、国が2020（令和2）年12月に公表した「気候変動影響評価報告書」における分野・項目のうち、本市が今後重点的に取り組む分野・項目を選定し、考えられる影響について整理を行い、分野ごとの基本施策を進めていきます。

優先的に取り組む気候変動の分野・項目

分野	大項目	小項目
農業・林業・水産業	農業	水稻、茶、黒ノリ等
		病虫害・雑草
水環境・水資源	水環境/水資源	水供給（地表水）
自然生態系	その他	分布・個体群の変動
自然災害・沿岸域	河川	洪水・内水
	沿岸	高潮・高波
	山地	土石流・地すべり等
健康	暑熱	熱中症等

（鈴鹿市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）一部抜粋）

鈴鹿市の影響

- ・鈴鹿市（代表地点：鈴鹿市役所）の年平均気温は、21 世紀末には 1990 年頃に比べて、4.3℃上昇すると予測されています。さらに、真夏の年間日数は 56.2 日、猛暑日の年間日数は 36.8 日増加すると予測されています。
- ・熱中症による搬送者数が全国各地で増加しています。三重県でも、年間の搬送者数が増加傾向にあります。厳しい温室効果ガスの排出削減努力を行わない場合（RCP8.5）、21 世紀末には 1981～2000 年と比べて、1.5～7.9 倍に増加すると予測されており、鈴鹿市も同様の傾向であると考えられます。
- ・温暖化と大気汚染の複合影響として、気温上昇によってオキシダント※濃度が上昇し、健康被害が増加すると想定されます。

※オキシダント・・・光化学スモッグを引き起こす原因物質。

基本施策

◆熱中症

- ・本市の保健センターなどにおいて、熱中症予防に関するリーフレット等を配布するとともに、地域等において講座を開催するなど、熱中症対策の推進に努めます。
- ・また、市のホームページや SNS を活用し、注意喚起を行うことにより、熱中症の予防方法や対処法の普及啓発に努めます。

◆温暖化と大気汚染の複合影響

- ・県が行っている光化学オキシダント測定の結果について、濃度上昇が予測される際には、県と協力し、学校や保育所などへ情報提供を行い、注意を呼びかけます。

第2節 基本目標2 自然と共生する社会の構築

「しあわせ」な社会に向けて

私たちの暮らしにおいて欠かせない食料や水等は、多様な生物が関わりあう生態系からの恵みによって支えられています。昨今、その生態系が、開発や外来種の持ち込み等の人間活動により脅かされています。

市民・事業者・行政、あらゆる主体が、様々な施策に取り組み、生態系を守ること、環境基本条例第3条の基本理念で定める「人と自然が健全に共生していくことができる社会の実現」を目指します。

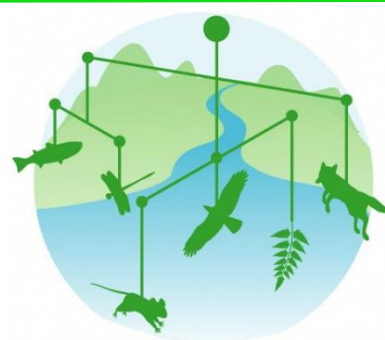
最近の動向 <生物多様性の推進>

地球上の生物は長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、現在では、地球上に3,000万種類もの多様な生物がいるとも言われています。

生物多様性とは、生物たちの豊かな個性とつながりのことで、例えば、ハチやチョウのような花粉を運ぶ生物が消滅すると、農産物の生産に大きな影響を与えるように、私たちの暮らしに密接に関わっています。

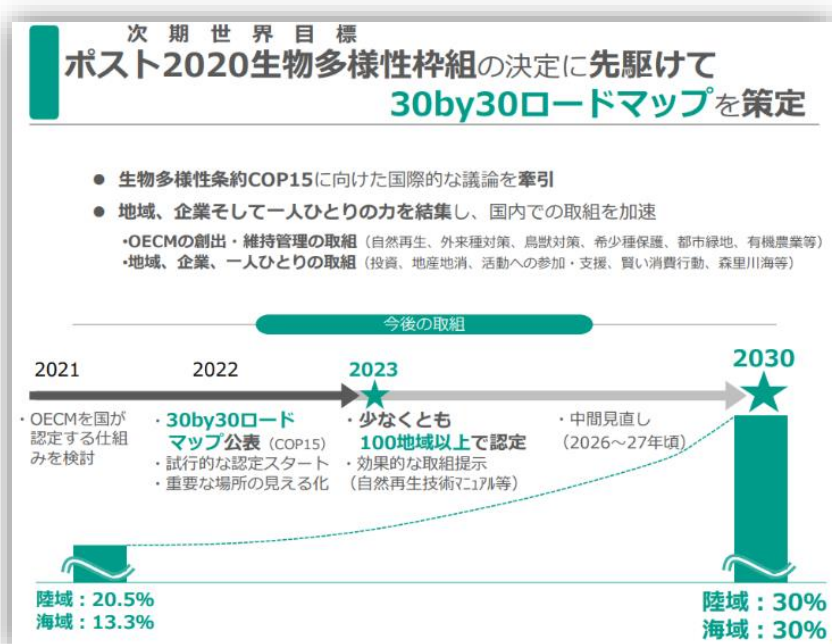
生物多様性の保全を目的に、国は2021（令和3）年6月に、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）に先駆け、G7サミットにおいて「30by30」という2030（令和12）年までに自国の海と陸の30%以上を自然環境エリアとして保全することを約束しました。

今後、環境省では、2022（令和4）年中に「30by30」を実現するロードマップを発表、2023（令和5）年には少なくとも100地域以上を自然環境エリアとして認定し、2030（令和12）年までに陸と海で30%以上の認定実現を目指すこととしています。



出典：子ども環境白書 2012

「生態系の多様性」



自然環境保全基礎調査に係る基本方針検討会 資料

基本方針 1 自然環境の保全

国定公園の鈴鹿山脈や南西部丘陵地の里山地帯，伊勢の海県立自然公園に指定されている伊勢湾に沿った海岸，豊かな水辺環境を有する鈴鹿川など，鈴鹿市の自然は，山から海まで変化に富み，豊かな緑の空間を形成しています。こうした自然は，景観だけでなく水源を守り，雨水の調整など環境を保全する役割を果たすとともに，生物多様性を保全する機能を有しています。しかしながら，都市化が進展し，経済的に豊かで便利な生活が浸透することで，こうした自然の機能が減少しつつあるため，自然と人を含めた生物が共生することを認識し，自然を保全していく取組が求められています。



オウギタケ

市内には多様な自然環境が残されています。今後も子どもから大人までの多くの市民が，身近な自然にふれ親しむことのできる場を確保する取組が求められています。また，市民自らが環境づくりに取り組むきっかけとなるように，自然に関するイベントや学習機会の充実，啓発活動を通して市民意識の醸成に努めます。

◆施策 1 森林・海岸・水辺環境の保全

森林や里山，川，ため池などは，動物や植物等の生態系の確保を含めた環境保全に配慮して，適正に管理します。海水浴場として美しい砂浜が続く鼓ヶ浦や千代崎などの海岸については，時折，ウミガメの産卵が確認できるなど重要な環境であることから，保全に努め，自然とのふれあいや憩いの場として，関係機関や環境団体，ボランティアと連携した美化活動を促進します。

◆施策 2 自然環境とのふれあい

親水性に配慮した水辺の整備や緑道・散策路の整備により，都市化等の影響で減少してきた自然環境とのふれあいの場を創出する取組を進めます。また，自然と親しむことで環境づくりへのきっかけとなる自然観察会などのイベントや，人の生活と森の関わりを学ぶ里山保全活動などの学習会を開催する他，市民グループが実施する環境保全の取組を支援することによって，自然環境とふれあう機会の充実を図ります。



アカウミガメ

基本方針 2 生物多様性の保全

三重県において、2020（令和 2）年に第 3 期となる「みえ生物多様性推進プラン」が作成され、本市でも地域の特性を踏まえて生物多様性に配慮した取組を進めていく必要があります。

2004（平成 16）年度から 2006（平成 18）年度まで実施した本市の自然環境調査では、多くの希少種を含む約 7,700 種におよぶ動植物が記録され、多様な自然環境に多くの希少種を含む多様な生物が生育・生息している生物多様性に富んだ自然豊かなところであることが証明されました。

近年では都市化の進行に伴い、里地里山や水辺環境などの生物の生育・生息環境が変化してきているとともに、オオキンケイギク等の外来植物が従来の植物育成の場に侵入し、在来の固有種の生態系に強い影響を与え、絶滅させるおそれが懸念されています。

豊かな生態系は、それを構成しているすべての生物の生活基盤であり、様々な恩恵をもたらしてくれるため、動植物の生育・生息空間を保全することで、生物多様性の確保を図ります。

また、在来の生物や自然環境に対して、悪影響を及ぼす外来種の情報収集や啓発活動に努めます。



オオキンケイギク

◆施策 1 動植物の生育・生息の環境の保全

市内に生育・生息する生物の的確な情報を把握するとともに、自然豊かな公園や里地里山など生態系に富んだ地域で、生物の生育・生息空間を確保する取組を進めます。また、生物多様性の学習や啓発活動を行うとともに、モニタリングや調査活動を実施できる人材の発掘を図り、市民が主体となって生態系調査・保全活動を担うことができるよう人材を育成します。

◆施策 2 特定外来生物対策

特定外来生物は、海外起源の外来種で、特に生態系などに被害が生じる恐れのある生物とされています。特定外来生物を飼育、栽培等しないように啓発に取り組みます。

第3節 基本目標3 生活環境の保全と創造

「しあわせ」な社会に向けて

誰もが安心して暮らすためには、きれいな空気や水が確保され、振動・騒音・悪臭などがなく快適な環境が確保されることが大切です。また、鈴鹿山脈や茶畑、水田といった緑の風景、歴史・文化遺産のまちなみがあることで、心身ともに豊かな暮らしにつながります。

このような日常生活に密着する生活環境の保全と創造に努めるため、環境負荷を少なくするような行動が必要です。市民生活や事業者による事業活動において、環境保全に取り組んでいただくことにより、環境基本条例第3条の理念である「望ましい環境」が確保され、すべての人にとって暮らしやすいまちとなります。

最近の動向 <新名神高速道路三重県区間の開通と鈴鹿パーキングエリア（PA）のオープン>

2019（平成31）年3月17日に、新名神高速道路（新四日市JCT～亀山西JCT）延長23.4キロメートルおよび鈴鹿パーキングエリア（PA）スマートインターチェンジ（IC）が開通しました。

高速道路は、人や物の移動で時間短縮が図れます。このことから、周辺地域への新たな企業立地が促進され、雇用が創出されるなど地域の活性化につながることや、南海トラフ地震などが発生した際には、津波の影響を受けない内陸部に位置する新名神や鈴鹿パーキングエリアが拠点となり、救援・救助、復興に役立てられます。

さらに、開通前の東名阪自動車道では、度重なる渋滞が発生していましたが、新名神の開通により大幅に解消されました。

また、鈴鹿パーキングエリアは、モータースポーツのまち鈴鹿にちなみ「PIT SUZUKA（ピットスズカ）」と愛称が付けられています。地域連携スペースとして鈴鹿市の地域資源であるモータースポーツや伝統産業を展示するコーナーを設けており、鈴鹿の魅力を訪れる人々に発信しています。



写真上 鈴鹿パーキングエリア（PA）

写真下 モータースポーツの展示コーナー

基本方針 1 健全な生活環境の保全

鈴鹿市は、自動車産業をはじめとする多くの企業誘致により、伊勢湾岸地域有数の内陸工業都市として発展してきました。市内には多くの工場や事業所が立地し、幹線道路も整備されています。これらの事業活動により、工場や事業所、自動車等から排気ガス、振動、騒音等が発生しますが、環境基準をおおむね満たしている状況です。

水環境については、公共下水道等排水対策の整備が進むとともに環境管理意識の高まりによって、公共用水域の水質は改善されてきており、現在、環境基準が設定されている市内の主要河川の水質については、基準を満たしています。生活排水対策の推進、事業所に対する法令遵守、指導等によって、今後も水環境の維持改善を図ります。

また、環境汚染等の不測の緊急事態を未然に防止する環境管理のシステム、危機管理の体制づくりが課題となっており、その対応が求められています。

さらに、近年では、ピアノの音やバーベキュー等による生活騒音、臭いや煙などの苦情が増えています。こうした近隣関係のトラブルは、法令等による対応よりも、マナーやモラルによって解決することが望ましいと考えられることから、生活上のマナーやモラルについての意識を高めるよう啓発に努めます。

◆施策 1 大気・水環境の保全

事業所から発生する大気汚染の原因となる物質を抑制するため、ばい煙発生設備に係る指導を県と連携して実施します。また、自動車から発生する大気汚染の原因となる物質を抑制するため、アイドリングストップ運動の推進や低公害車の導入促進、地域公共交通の利用促進に努めます。

さらに、水環境については、生活排水の浄化を図るとともに公共用水域の水質改善に向けて、公共下水道の整備、農業集落排水施設の維持管理、合併処理浄化槽の設置促進に取り組みます。事業所の排水対策については、水質調査によるモニタリングを続け、規制基準に基づいて県と連携して指導します。また、河川調査を定期的に実施することで、引き続き水質の保全を図ります。

◆施策 2 騒音・振動・悪臭を防ぐ近隣環境問題への対応

事業所における騒音振動発生施設から発生する騒音・振動への苦情については、状況を確認し、必要に応じて測定を実施するなど法規制に基づく指導を行います。悪臭発生施設の苦情についても、法規制に基づく指導を行い、改善を図ります。

規制基準の無い住宅等の騒音や悪臭、ペットの鳴き声、飼犬等のふん害、空き地の雑草といった苦情が恒常的に寄せられています。こうした近隣で発生する苦情の問題は、生活マナーの一部であり、「隣近所に迷惑をかけない」、「環境に配慮した生活を心がける」といったマナー、モラルの向上を図る啓発活動を進めます。

◆施策3 環境リスクへの対応

災害や事故など不測の緊急事態に備えて、油流出等の環境被害を回避、または最小限に留めるために、危機管理体制を充実することが求められています。万が一、緊急事態が発生した場合に、適切な処置や迅速な情報伝達などの応急対応が速やかに実行できるように包括的な体制づくりを図ります。

基本方針2 快適な生活環境の創造

街の中にある公園や緑地は、わたしたちの生活にやすらぎやうるおいを与えてくれる格好の場です。市内には、県営の鈴鹿青少年の森をはじめ、鈴鹿フラワーパーク、海の見える岸岡山緑地や住居近くの歩いていける公園など、2022（令和4）年6月10日現在、375箇所あります。快適な生活空間、緑の拠点として公園の保全を図るとともに、公共施設、身近な住まいにおいてまちの緑化を推進していきます。

近年では、人々の志向が量的充実から質的充実に移行する中、地域独自の自然や歴史・文化を守り活かす取組が展開されています。鈴鹿市においても、鈴鹿山脈から伊勢湾に至る地形的変化がもたらす多様な自然景観や、旧東海道や伊勢街道沿いの歴史的まちなみをはじめとする歴史的・文化的景観など景観資源に恵まれています。こうした鈴鹿市特有の良好な景観を保全し活用するために策定された鈴鹿市景観計画に基づいて、良好な景観づくりに向けた取組を促進します。

道路交通に関しては、現在、市民の移動手段として自家用車の依存度が高いことなどにより、一部の幹線道路では朝夕の通勤時間帯に交通渋滞が発生しているため、道路交通対策の推進による快適な生活環境づくりを促進します。

◆施策1 公園・緑地の整備

都市公園は、環境の保全、災害発生時における避難場所、休息・遊びの場、景観向上など多くの機能を有しています。まちの貴重な緑空間として公園の保全を進めるとともに、まちを魅力あるもの、緑豊かなものとするため、道路や住宅地、公共施設など多面的に緑化の推進に取り組みます。また、緑化イベントの実施等緑に親しむ機会の提供により、緑の保全や緑化について市民意識の向上に努めます。

◆施策2 良好な景観の形成

鈴鹿山脈や茶畑、水田といった緑の風景や歴史・文化遺産のまちなみや寺院・神社など、それぞれの地域の個性や景観特性に配慮し、良好な景観の形成を阻害する行為を制限することで、それぞれの地域らしさが感じられる景観づくりを進めるとともに、市民が主体となって取り組む景観づくりを支援します。

◆施策3 道路交通対策

市内の地域特性や道路交通の現状を踏まえた道路整備を推進し、道路ネットワークの強化による渋滞緩和策に努めます。また、地域公共交通の利用促進やパークアンドライドなど、環境に配慮した対策に努めます。

第4節 基本目標4 循環型社会の構築

「しあわせ」な社会に向けて

資源には限りがあり、現在、資源消費量の増大により天然資源の枯渇など、様々な問題に直面しています。

有限である天然資源の採取をできる限り減らし、効率的に利用することにより廃棄されるものを最小限に抑えるとともに、資源を再利用し、環境負荷を減らしていく循環型社会の構築が急務となっています。

循環型社会を構築することで、環境基本条例第3条第3項の基本理念を実現し、将来にわたって市民や事業者にとって望ましい環境が引き継がれていきます。

◆最近の動向 <海洋プラスチック問題>

昨今、人間の生活から廃棄されるプラスチックごみが海に流出し、海洋生物の生態系を破壊したり、人体への健康被害の可能性が指摘されています。また、漁業や観光業など経済社会へ与える影響も懸念されています。

2019（令和元）年6月に開催されたG20大阪サミットにおける首脳宣言では、新たな海洋プラスチック汚染を2050年までにゼロにすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。



出典：環境省（プラスマナビ）

コラム4「ワンウェイプラスチック削減の取組」



鈴鹿サーキットで開催されるモータースポーツのイベント時等において、飲食店の利用客に対し、木製やサトウキビの搾りかす（バガス）を原料としたエコなスプーンやフォーク等を配布し、ワンウェイプラスチックの削減の普及啓発に取り組みました。

また、包装紙にメッセージを入れて市内外、県外から訪れる来園者に対し、本市の環境対策を広くアピールしました。



基本方針 1 4 R活動の推進

本市では、市民に対してごみの4 R活動（Refuse「リフューズ」・必要な物だけ買う，Reduce「リデュース」・物は使えるうちはできるだけ長く使う，Reuse「リユース」・繰り返し大切に使う，Recycle「リサイクル」・再生利用する）を推進することで、ごみの減量化やリサイクルを進めています。その取組の一つとして、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機購入費の助成を行っています。2021（令和3）年度のごみの総排出量は66,322tで、一人一日当たりのごみの排出量に換算すると919gになり、近年では減少傾向にあります。しかしながら、2020（令和2）年度の全国平均の901gを上回っていることから、こうした取組を継続して実施することで、一層の減量化を推進します。

また、ごみの資源化やリサイクルの取組については、循環型社会実現のために定められた循環型社会形成推進基本法、また個別物品の特性に応じた規制である容器包装リサイクル法や使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（いわゆる小型家電リサイクル法）等に則り、資源化を推進する様々な取組を進めてきています。その取組の一つとして、各家庭から出る資源ごみを集団回収した場合に奨励金を交付する資源ごみ回収活動奨励金事業の実施により市民のリサイクル意識の向上に努めています。こうした取組による本市の2021（令和3）年度の資源化率は22.7%ですが、限られた資源をより有効に利用、活用するためにも、引き続き再資源化に取り組んでいきます。

◆施策1 ごみの減量化の推進

消費者、販売店、事業所及び市民グループが一体となったごみの発生抑制及び減量の推進を図ることを目的に、鈴鹿市ごみ減量推進店等制度を進めます。また、壊れたおもちゃがごみになる前に、市民グループと本市が協働でおもちゃ病院を開催し、おもちゃを修理することでごみの減量と物を繰り返し大切に使う心を育みます。家庭から出る生ごみについては、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機購入費の助成により発生を抑えます。



おもちゃ病院

◆施策2 リサイクルの推進

ごみのリサイクルに対し、日頃から意識していただけるよう、「広報すずか」やホームページなどを活用した啓発事業を行っています。また、家庭から出るごみを集団回収した場合に奨励金を交付する資源ごみ回収活動奨励金事業を推進することで、さらに市民の意識の向上を促し、資源化率の向上を図ります。また、2022（令和4）年4月からプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたことから、プラスチック製容器包装・製品の原料を、再生木材や再生可能資源（紙やバイオマスプラスチック等）に切り替えていくなどの「Renewable（リニューアブル）」という考え方に基づく取組や本市におけるプラスチック使用製品の廃棄処理方法について検討します。

基本方針 2 ごみの適正処理

本市のごみの収集は、現在、「もやせるごみ」、「もやせないごみ」、「有害ごみ」、「プラスチックごみ」、「資源ごみ」、「粗大ごみ」を 10 種類 16 分別にして収集しています。粗大ごみ（家電リサイクル法対象電化製品、パソコン等は除く）は戸別有料収集で、粗大ごみ以外は地域ごとに指定された日に集積所方式にて収集しています。こうしたごみの分別を徹底するために、ごみ収集カレンダー、家庭ごみの分け方・出し方、ごみ分別辞典、集積所看板の設置等により啓発を行っています。

また、道路や河川、民有地等への不法投棄通報件数は、減少傾向にあります。後を絶たないため、鈴鹿市不法投棄対策連絡会議を中心に、関係機関が一体となって各種の対策に取り組んでいきます。ごみの野外焼却は、法律の規定に基づき指導の徹底を図ります。

ごみ処理施設のうち、ごみの焼却施設である清掃センターについては、2016（平成 28）年度から 2020（令和 2）年度にかけて、基幹的改良工事を実施し、劣化した設備を改修するとともに、二酸化炭素排出量を削減できるように改良したことで、循環型社会の構築に貢献し、かつ、これまで以上に安全・安心な廃棄物処理を維持していきます。

◆施策 1 ごみ分別の徹底

本市では「ごみ収集カレンダー」を全戸に配布し、認定ごみ袋制度やごみ集積所看板の設置、ごみ分別の啓発冊子の作成等によりごみを適正に処理する取組を進めています。また、「家庭ごみの分け方・出し方」については、2016（平成 28）年度に英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語版を、2019（平成 31）年度にベトナム語・インドネシア語・タイ語・韓国語版を新たに作成するなど、外国人に対しても、分かりやすいごみの分別方法について、引き続き啓発していきます。

また、「広報すずか」やホームページなどの従来からの情報発信媒体に加え、アプリを活用した周知・啓発に取り組んでいきます。

◆施策 2 不法投棄・野外焼却等の不適正処理の防止

不法投棄については、本市や警察、自治会等の関係機関で構成する鈴鹿市不法投棄対策連絡会議での協議をふまえ、パトロールや監視カメラの設置等の活動を継続して実施するほか、不法投棄禁止看板の配布や広報すずか等による啓発を推進し、撲滅に向けて取り組みます。

野外焼却については、法律により原則として禁止されており、生活環境の保全に影響を及ぼすおそれがあることから啓発を行い、防止に努めます。違法な焼却行為に対しては法律に基づき指導を行うとともに、焼却禁止の罰則適用の例外とされている廃棄物の焼却についても、生活環境の保全等の観点から必要な指導を行っていきます。

コラム5「食ロス」

食品ロスとは、食べ残しや期限などの理由により、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

日本の食品ロス量は、年間約 522 万トンになると推計されており、そのうち事業活動を伴って発生したとされる量が約 275 万トン、家庭から発生したとされる量が約 247 万トンとされています。（出典：農林水産省「食品ロス量(令和 2 年度推計値)」）

これは、国民一人当たりで換算するとお茶碗 1 杯分(約 113 グラム)の食べ物が毎日捨てられていることになります。

国は、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として、2019（令和元）年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称：食品ロス削減推進法）を施行しました。

この法律において、10 月を食品ロス削減月間として定め、国及び地方公共団体は、広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとされています。

本市では、食品ロス削減への行動に移るきっかけづくりとして、2019（令和元）年度から「食品ロスゼロチャレンジ！」を実施しています。2 週間のモニター期間中に、家庭内で発生する食品ロスゼロを目指してチャレンジしてもらい、食品ロスが発生した時は、食品名や廃棄理由を記録してもらいます。モニター期間終了後に、記録を市へ提出していただくと、参加年数に応じて食品ロスゼロマイスターの称号を授与し、食品ロス削減への意識をさらに高めてもらうとともに、周囲の方への食品ロス削減の大切さを広めていただいています。

また、記録の集計結果については、広報やホームページで公表をし、モニター以外の方々に対しても食品ロス削減への関心を深めてもらえるように働きかけています。



ブロンズマイスター
1 年目



シルバーマイスター
2 年目



ゴールドマイスター
3 年目

第5節 基本目標5 自らが主体となる環境教育・学習の充実

「しあわせ」な社会に向けて

地球温暖化や自然環境の破壊をはじめとした環境問題は緊急かつ重要な課題で、恵み豊かな環境を次世代に引き継いでいくためには、市民・事業者・行政のあらゆる主体が自主的・積極的に環境保全活動に取り組むとともに、あらゆる機会を通じて環境問題について学習することが大切であり、特に、将来を担う子どもたちへの環境教育は極めて重要です。

これらの取組を着実に推進することで、環境基本条例第3条で目指す望ましい環境を次世代へ引き継ぐことができ、あらゆる世代が「環境」について意識し、学び、「しあわせ」な環境が将来にわたり、継続して維持されることが期待されます。

◆最近の動向

現在の気候変動、資源の枯渇など人間の開発行為に起因する様々な問題を自分事として捉え、課題解決のために自ら行動を起こす力を身に付ける「持続可能な開発のための教育（ESD）」が重要視されています。ESDの取組は、2017（平成29）年12月に行われた国連総会においてもSDGsの17全ての目標実現に寄与することが確認されており、学校、地域、大学、企業、社会教育施設等多様な主体が連携し、実践していくことが期待されています。学習者が実体験で得る「気づき」や五感に基づく「直感的理解」を重視し、自然とふれあう体験活動の充実を目指しています。



出典：文部科学省（国際統括官付（日本ユネスコ国内委員会事務局）企画係
我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する実施計画
（第2期ESD国内実施計画）（概要）

基本方針 1 環境教育・学習の推進

環境に配慮した取組を身近なところから進め、目標環境像を実現させるためには、子どもから大人まで一人ひとりが環境問題への理解を深めることが大切です。全ての世代に対し、環境教育・環境学習の内容の充実を図るとともに、学習の機会を数多く提供できるよう努めていきます。また、情報を分かりやすく発信し、環境学習への積極的な参画を促していきます。

環境学習の取組を進めていく上で最も重要となるのは、次世代を担っていく子どもたちの意識です。将来にわたり環境保全行動に主体的に取り組み、環境を大切にする心を子どもたちに育ませるために、家庭や学校、地域などあらゆる場面において、環境教育・環境学習の推進を図っていきます。



鈴鹿市立愛宕小学校出前授業風景
(Suzuka-EC02 プロジェクト)

◆施策 1 環境教育

学校や地域において、より多くの体験的な環境学習の機会を提供できるよう、三重県地球温暖化防止活動推進センターをはじめとする関係団体や事業者などとの連携・協力による環境講座の開催を推進するとともに、参加体験型講座の実施など学習内容の充実を図ります。

◆施策 2 情報発信の充実

環境学習や環境保全行動への積極的な参加・協力を促すため、実施に関する情報を広報紙、ホームページ、SNS、ケーブルテレビ、ラジオなど様々なメディアを活用し、発信します。また、環境問題への理解を深めるため、日常生活での環境に配慮した取組や実践の成果など身近な情報を分かりやすく発信していきます。

環境館 身近な自然環境に目を向けてみましょう

環境館 0162-7954 0162-2214 kankyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

豊かな自然環境が広がり、たくさんの動植物が生息する鈴鹿市。市では、この自然環境に着目したイベントを開催しています。身近な自然との触れ合いを通じて、環境への関心を高めるきっかけに、ぜひご参加ください。

身近な生き物にふれる自然観察会

さまざまな生き物や自然に焦点を当てた観察会を開催しています。実際に生き物に触れたり、専門講師から詳しい解説を聞いたり、子どもから大人まで楽しめます。

森林を学ぶ里山保全活動

深谷公園（八野町）周辺の里山林で、ボランティアの皆さんと樹生調査や竹の駆除、間伐材の活用など、放置された森林を再生する手法を学習・体験します。

きのこ観察会

きのこ観察会

例年の実施イベント

- 1 緑の観察会
- 2 川の水もも観察会・昆虫観察会
- 3 きのこと観察会
- 4 野鳥観察会

身近な自然の中に大きな発見があるかもしれません。

申し込みにあたって

自然観察会は、広報すずかやTwitter、Facebookなどで参加者を募集しますので、ご応募ください。また、里山保全活動は通年募集していますので、興味がある方は、環境政策課までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模の縮小や、感染症対策を講じてイベントを実施しています。ご理解とご協力をお願いします。

2021-4-20

広報すずか 2021（令和3）年5月20日号掲載
自然観察会、里山保全活動紹介

環境館 6月は環境月間です

環境館 0162-7954 0162-2214 kankyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

6月は「環境月間」、6月5日は「環境の日」です。この期間、全国で環境問題について関心と理解を深めるためのさまざまな取り組みが行われます。この機会に、環境について考えましょう。

地球が喜ぶ「COOL CHOICE（クールチョイス）」

「COOL CHOICE」は、CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買い替えやサービスの利用、ライフスタイルの選択など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしようという国民運動です。

COOL CHOICEの一例

COOLBIZ
クールビズ

夏の暑い日、家庭やオフィスを適正な室温（28℃）にしても、快適に過ごせるよう工夫することです。

COOLSHARE

「ちょっとクールシェアしない？」が合言葉の、涼を分かち合う取り組みです。使うエアコンを減らすことで、環境負荷を軽減します。

チョイス！エコカー

エコカー減税対象車を選べば、税額が安い上に、給油が軽減され、経済的にもお得です。

あかりはLEDへ

白熱電球に比べ、電球形LEDランプは約80%消費電力を削減することができ、寿命に使うCO₂も少なく、環境への負荷を軽減できます。

2020-9-20

広報すずか 2022（令和4）年5月20日号掲載
環境月間啓発

基本方針２ 協働による取組

環境教育・環境学習を推進していくためには、学習の機会の提供を増やしていくことが大切であり、市民、事業者、行政があらゆる場面を通じて、それぞれの協働や連携により取組を進めていく必要があります。市民、事業者、行政が相互に信頼、理解し、パートナーシップの構築が図れるような情報交換や交流の場の充実を図るとともに、それぞれが環境保全活動に主体的に取り組むことができるような仕組みづくりを推進していきます。

また、環境学習や環境保全活動を指導・サポートする人たちの協力が不可欠なため、環境教育活動を支える人材の育成や登録制度、家庭、学校、地域が一体となった活動支援体制づくりなどに取り組んでいきます。

◆施策１ 市民・事業者の参画による環境保全活動の支援

環境保全行動を推進していくためには、市民の参画が不可欠なことから、環境問題に対する意識啓発に努め、市民の積極的な参画を促すとともに、交流・研修を目的とした活動への支援に取り組めます。

また、市民や事業者の役割や行動などを明確にし、それぞれが主体的に地域の環境づくりに取り組むことができるような仕組みづくりを推進します。

事業者や団体においては、組織内で環境保全活動を主体的に取り組んでいくために、環境に関する管理手法である環境マネジメントシステム等の導入を促進するよう普及・啓発いたします。



本市主催 里山保全活動

◆施策２ 人材育成と確保

学校や地域で環境学習や環境保全行動を進めていくうえでは、学習の機会を増やしていくことが大切であるため、活動の企画・運営・指導などを担うことができる人材の育成支援に取り組むとともに、学校や事業所・関係団体との連携により図っていきます。

第6章 計画の推進について

第1節 計画の推進

第2節 各主体の役割

第6章 計画の推進について

第1節 計画の推進

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政の協働・連携により、本計画に盛り込まれた施策の推進に取り組んでいきます。

施策の進捗状況や目標の達成状況について分析・評価を行い、施策の推進について鈴鹿市環境マネジメントシステム（Suzuka-EMS）に基づく環境管理委員会が検討・見直しを行うことで、下図のようにPDCAを図ります。

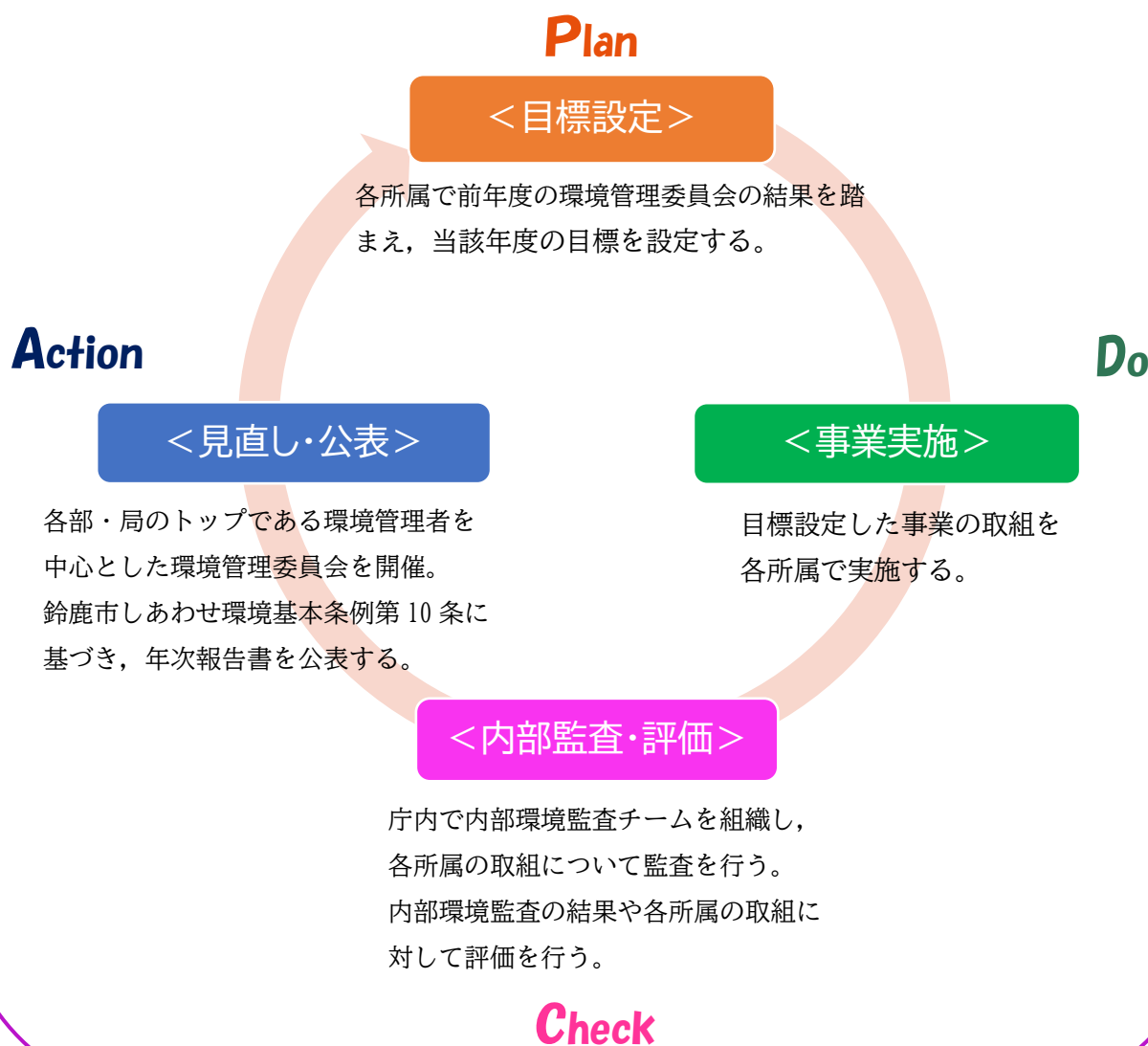
◆鈴鹿市環境マネジメントシステム（Suzuka-EMS）の進行管理

<目標環境像>

カーボンニュートラルで

みんなが しあわせに 暮らし続けられる

緑豊かなまち すずか



第2節 各主体の役割

環境保全に関する取組を推進していくためには、市民や事業者、行政との連携が必要不可欠であり、三者の協働のもと、目標環境像の実現に向けて取り組んでいきます。

(1) 市民に求められること

市民は、個人の環境保全に関するライフスタイルの変革を進め、環境保全活動に積極的に参加し、環境保全に関する知識と理解を深め、自ら何ができるかを考え、実践していくことが期待されます。

また、カーボンニュートラル社会の実現に貢献する再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入や脱炭素な生活様式、自然との調和・共生、リサイクル活動、清掃活動、適正なごみの分別に至るまで、次世代へ現在の環境を残していく努力が求められます。

(2) 事業者求められること

事業者は、市民同様、カーボンニュートラル社会の実現に貢献する再生可能エネルギー、省エネルギー製品の導入を積極的に図り、環境負荷の低減に向け自主的、積極的に取り組むことが期待されます。

また、ISO14001等、環境マネジメントシステムの導入に努めるとともに、環境保全に配慮した事業活動の積極的な展開、地域における環境保全活動等への積極的な参加や支援が期待されます。

(3) 行政に求められること

本市は自らも事業者として、その事業活動において、省エネルギーや省資源、廃棄物の削減やリサイクルの推進、環境配慮型製品の購入、新エネルギー設備の導入など環境負荷の軽減に率先して取り組みます。そして、本市の事務事業における温室効果ガス排出量を削減するため「鈴鹿市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を推進するとともに、Suzuka-EMSにおいて計画の進行管理を行い、環境に配慮した取組を実践していきます。

鈴鹿市しあわせ環境審議会 構成員

	遠藤 哲也	本田技研工業(株)鈴鹿製作所 生産業務部 部長 シニアチーフエンジニア (令和3年11月から令和4年5月31日まで)
	片岡 淳一	本田技研工業株式会社 鈴鹿製作所 環境責任者 (令和4年6月1日から)
副会長	甲斐 穂高	鈴鹿工業高等専門学校 生物応用化学科 准教授
	坂上 優子	森林インストラクター, 1級こども環境管理士 自然観察指導員
	杉山 範子	名古屋大学 大学院環境学研究科 持続的共発展教育研究センター 特任准教授
	曾山 信雄	環境省 中部地方環境事務所 環境対策課兼地域脱炭素創生室長
	塚本 祐司	味の素 AGF 株式会社 執行役員 AGF 鈴鹿株式会社 代表取締役社長 鈴鹿商工会議所 副会頭 (令和3年11月から令和4年6月22日まで)
	田中 毅	AGF 鈴鹿株式会社 代表取締役社長 (令和4年6月23日から)
	土屋 和義	中部電力パワーグリッド株式会社 鈴鹿営業所 所長
	長末 貴大	市民公募
会長	朴 恵淑	三重大学 特命副学長(環境・SDGs) WHO アジア・太平洋環境保健センター所長 三重県地球温暖化防止活動推進センター長
	山村 直紀	三重大学 工学研究科 電気電子工学専攻 准教授

(50音順, 敬称略)

鈴鹿市しあわせ環境基本計画

令和 5 年〇月発行

鈴鹿市

〒513-8701

三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

鈴鹿市 環境部 環境政策課

TEL 059-382-7954

FAX 059-382-2214

E-mail／kankyoseisaku@city.suzuka.lg.jp